

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談(5-2)

2. 日時

令和3年6月3日(木) 15時00分～17時30分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、有田安全審査官、

内海専門職、吉村技術参与

専門検査部門

早川上席原子力専門検査官

原子燃料工業株式会社

品質・安全管理室長

熊取事業所 副所長 他13名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

熊取事業所 第5次設工認 審査会合(21/3/23)指摘事項対応状況

「令和3年5月31日 原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する資料提出」

<https://www.nsr.go.jp/data/000354256.pdf>

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	録音を始めました。
0:00:03	では定刻になりましたので面談のほうを始めたいと思います。本面談につきましては、令和2年2月15日付で申請があり、令和3年5月31日付で第1回の補正がありました原子燃料工業株式会社熊取事業所の
0:00:20	加工施設の変更に関する設計及び工事の計画の第5次申請につきまして、
0:00:27	申請書及びそこまでの面談資料等をもとに追設確認を行うものでございます。まずは事業者の方から資料に基づきまして説明ありましたらお願いいたします。
0:00:49	原子燃料工業の藤原でございますが、まず本日の資料でございますが、先ほど
0:00:56	5月の31日に申請させて補正させていただきまして太鼓次設工認ですね、そちらとですね、同じ日にですね我々の
0:01:08	3月23日に受けまして審査会合でのコメント等、
0:01:16	指摘事項ですね、その実施状況、あとその中の添付といたしましてはですね、
0:01:23	第4次設工認、第5次設工認を申請したのがですね2月15日になりますが、それ以降にですね、前の4次設工認でいただきましたコメントの反映状況というのをですね。
0:01:39	まとめたものがですね
0:01:43	審査会合の指摘事項の状況の添付資料という形ですね、58ページほどございますが、それぞれの水平展開状況ということで、右の列に示しております。
0:02:00	基本的にこの主コメントの番号というのはですね、用時での4時設工認でのコメントの番号になってございますが、そのいただきましたコメントの順番に並べているところでございますが、
0:02:17	追加コメントさの皿コメントっていうのがあるんですがそれは元ですね、コメントの番号に続くような形で再編集させていただきます。しております。
0:02:32	で、この二つの資料で、本日、面談をお願いしたいと思います。以上です。
0:02:40	はい、原子力規制庁の永井です。それでは事実確認していくんですけど最初に、5月31日付の補正第1回の補正の申請ですね、これ例で
0:02:57	確認しますそれで、今日の面談としては従来のようにですね、ここがここ例えば具体的に設計が記載がないから書いてくださいとかというようなことよりも、

0:03:13	皆さんの方で第1回の補正をさ、申請をするにあたって、どういうふうな考え方で整理して、どういうふうに申請しているのかっていうことを我々が理解するために、
0:03:29	申請からまだ二、三日3日ぐらいしか経ってないんですけど、そういう考え方を再度確認するということですので、第4次申請までは
0:03:45	建物とかもありましたけど設備の数も少なかったんで、我々のほうでも確認はある程度捲っていけばさせたんですけども、ちょっと整理の仕方がですね皆さんはどう考えて整理しているのかっていうのが、
0:04:01	よくわからないということとそれから第5次申請は前半部分の最終になりますので、審査会合でもお伝えしましたが、全体を通して申請漏れがないことをどういうふうに管理して、
0:04:16	やっているのかということについても観点といいますかね視点で確認したいと思います。
0:04:26	最初は最初にですね申請書のほうで確認したいんですけど、まず申請書の
0:04:36	1ページ目といいますか表紙Aから始まりまして別記1っていうのが2ページ目からありますので、そこから34ページ、34ページ目まで、35ページぐらいにかけてですね。
0:04:51	今回の第5次申請で申請する設備が記載されて
0:05:01	おりますんで、この中の最初の書き出しですね3ページの3ポツの
0:05:09	7行目ですかね。後半ぐらいから、管理番号に米印っていうかねアスタリスクをつけた付した施設は、先行申請した設計及び工事の計画、
0:05:24	において全部または一部の施行に追いついて適合性の確認を受けたものを示す。
0:05:33	という記載があります。
0:05:35	で、
0:05:36	まずここで確認したいのは、この3ページから34ページに記載した、その分、今回の申請対象の施設のうち、第一次申請から第4次申請において、
0:05:51	全部の事項について適合確認を受けたものは、特定してくださいで第5次申請で認可を受けようとする設計とそれから工事の計画について、
0:06:09	そうですね。その全部の事項について認可を受けたものを第5次申請で何を申請して認可を受けようとするかを意図して記載しているのかというのが我々のほうで、
0:06:25	ちょっと受けとめられなかったんで、ちょっとそこは説明をするようにしてください。

0:06:35	そうですね、今日はちょっと考え方なんで、一つ一つですね、後日書面で回答 いただくんですけれども、申請の意図については簡単にまず御説明いただけ ますでしょうか。
0:06:55	原子燃料工業の伊藤でございます。
0:06:59	これはイトウから説明したほうがよろしいでしょうか、それとも、
0:07:04	イトウから説明してないでしょ成長永井です。どなたでも結構です。はい、は い。原子燃料工業の伊藤でございます。
0:07:13	今御指摘の点、まずお答えいたします。申請書する別記 1 の 3 ページから でございますけれども、これは我々として設工認の 5 分割して申請を行ってき たわけなんです、この構文活動をした設工認すべてにわたって、
0:07:32	申請対象になる設備をすべて挙げています。
0:07:36	今回の第 5 次の設工認申請において初めて申請対象とした設備につきましては は、この 3 ページ以降の表の中に設備名基底面に管理番号一つつけておりま すけれども、この管理番号 2 * のない状態で示しております。
0:07:55	* のついているものは先行の設工認で認可を受けた設備に該当いたします。
0:08:04	併任か抜け方なんですけれども、設備の方。
0:08:09	一部について、一部の事項について認可を受けて、一部の機構については申 請を先送りしたものがございます。
0:08:19	そういったものと先送りする事項もなく、その設備すべてについて認可を受け たものがございますけれども、その後日申請が最終の申請であるというこ とを踏まえまして、すべての事項について認可を受けたものも含めて、この一覧 表の中に、
0:08:35	リストアップしてございます。
0:08:39	今後詳細につきましては、
0:08:46	a. と 2 件に参考資料 1、これがですね。
0:08:53	2669 ページ以降となりますけれども、そちらの典に参考資料 1 のほうに各施 設ごとにですね、先行の設工認の審査の中で先送りをさせていただいた事項 でそれをどのように感じ取ったかということをすべて整理して
0:09:12	復帰してございます。
0:09:14	今ご確認いただいた事項に対する回答は以上でございます。
0:09:20	はい。
0:09:20	はい、原子力規制庁の永井です。
0:09:23	ご丁寧に説明していただいたんですけど、どっか確認我々としても確認したか って言うと、まず今回の第 5 次で認可を受けないといけないというか請負 うとする施設が何かというのを特定してください。

0:09:41	ということです。ですから今回もうすでに一つの設備について全部を認可先行して申請した一時から4時で申請してしたものをここに記載されてしまうと、そこから先申請第5次申請で何を申請してんのかって言うの。
0:10:01	使用表とかで探し始めますで探したら位置、構造強度機能性能が書かれているかっていうのを見ていくんですけれども、すでにこの後ですね第1加工棟での事例で確認しますけれども、
0:10:17	第1加工棟についても記載があるんですけど、今回とりあえず現状の補正值1回では、認可を受ける事項が今ない状態。
0:10:27	であるということもありまして確認しましたけれども、結論としてですね。代用次設工認の申請
0:10:37	までに
0:10:39	そうですね、許可とか、技術基準で求められる設計仕様のすべての設計及び工事の計画について申請をすでにして認可を受けているもの。
0:10:53	あるものは、第5次申請の、まず対象として記載する必要はないということに留意してくださいということです。具体例はこの後第1加工棟とかで、
0:11:12	御理解いただけるように確認していきます。
0:11:18	それから、ちょっとさっきもお伝えしましたが、申請対象設備の考え方なんですけれども、まずここにここについていうのは34ページ目ぐらいまでに、今回認可を受けようとする設備。
0:11:33	については建物もそうですか、建物構築物設備機器については、第5次申請において認可を受けようとする。その仕様表ですね、ここに、設備機器名、
0:11:48	の名称欄に、まず、管理番号を付した施設名称とか認可を受けようとする設計。
0:11:56	ですね、これを漏れなく記載していただくと、それから、この申請書の34ページまでと貫通完全に一致すると。
0:12:08	いう形で申請されているかどうかをもう一度よく確認をしてくださいということです。
0:12:16	よろしいでしょうか。
0:12:24	はい。
0:12:26	原子燃料工業イトウでございます。田辺さんすいません、後半がですねちょっとやはり音声が聞き取り辛くなってきている状況ですね、第1加工棟を例示していただいた御説明の後半辺りがちょっと聞き取りづかったんですが、
0:12:42	はい。ナガイです失礼します。ありがとうございます。大丈夫です。第1加工棟で申請、この後ですね、具体的に使用表であるとか、この添付の書類先ほど説明があった2000A

0:13:00	何ページかの資料等でですね、今回どういうふうに申請しようと考えて同様な考え方に基づいて申請書作り込んでいるのかということの詳細を確認していきますので、
0:13:16	現時点では、まず、この 34 ページまでの
0:13:22	記載においては、
0:13:24	今回申請認可を受けようとする建物構築物設備機器を漏れなく記載してくださいということ。
0:13:33	そうでございます。
0:13:39	はい、原子燃料工業の伊藤でございます。34 ページに記載すべきものは本申請で審査を受けるものに限定して記載するべきであるというコメント承りました。検討して整理を改めて行います。
0:13:55	以上です。
0:14:00	原子力規制庁の永井です。それでは次の確認。
0:14:05	に来たいと思います。
0:14:20	はい。
0:14:20	お待ちいただいていたいてよろしいでしょうか。すみません原燃工熊取音声はきちんと聞こえてますでしょうか、ちょっと確認をお願いいたします。
0:14:32	現在、
0:14:33	こちら規制庁です来音声大丈夫でございます。
0:17:59	はい、原子力規制庁の永井です。それでは
0:18:05	事実確認を進めたいと思います。
0:18:09	第 1 加工棟の例なんですけれども、ドイツですね、まずいろんな切り口があるんですけどまず 2200、72 ページから
0:18:24	ですね、これが A. 1 表 2-1 ということで、
0:18:40	記載があるんですけども、
0:18:43	この表は、
0:18:45	各先ほど申請書に記載のある安全機能を有する施設ごとに第一次から第 5 地震性とそれから鋼板申請に丸運がつけられているんですけども、
0:19:05	この表ですね。
0:19:08	第 1 加工棟の
0:19:12	例で、
0:19:15	確認をしていくとですね 2272 ページの一番上にですね、1001 番の管理番号の第 1 加工棟が記載されてますんで、さっきちょっと確認したんですけど、こっずっと見ていくと。

0:19:32	第三次申請のところには丸があって、第 5 次申請のところには、マルがありませんで、ないんですけども、もう一つ、この表で確認したいのは、
0:19:49	ここですね。備考欄に
0:19:52	A棟 8044 番の緊急設備コンクリート閉止部と 8064 番の緊急設備相当扉、
0:20:05	はですね設計の結果、成因一番云々の第 1 加工棟の建物本体の附属設備とするという記載Eがありますんで、これは須さん、この番号の設備がですね。
0:20:23	3 ページから 34 ページのその申請対象施設として記載されておられませんで、これ 30 のときにも記載は確認したんですけど、記載されていない状況です。それで、
0:20:40	第 1 加工棟の仕様表にも今すぐ投票っていうんですかねを見てもですね 8044 とか 8064 の記載がありませんで、結果として、
0:20:56	何はこうなってるかっていうと、
0:20:58	許可のほうに記載した安全機能を有する施設の総他の加工施設の表をですね、これに対して、設工認のその申請手続き上の申請漏れと、
0:21:15	なっている状態なんですけれども、
0:21:20	これはどういう、どうしてこういうことになってんのかっていうのを、
0:21:25	説明していただけますか。
0:21:34	原子燃料工業の岡田です。この件につきまして、まず第 1 加工棟にする 3 時設工認のところには丸がついてない件につきましてははとこ行の記載の建物本体のみ。
0:21:51	どこの申請で対処してるかということを示しております。50 申請で建物本体自身に変更はないということで、ご自身性のところには丸をしていないという整理をしておりますで、
0:22:06	一部第 1 加工棟の附属設備で第 5 次申請で
0:22:14	次回以降に申請するというので、さき起こっていたものについての申請は、その附属設備の
0:22:23	所
0:22:26	第 5 次申請のところには丸をしているという整理をして、
0:22:30	いるということに書類上そうしております。それと、あと、
0:22:37	第 1 加工棟の備考欄に 8044 万 8000 円 60 等の設備。
0:22:46	が、備考欄に
0:22:48	海底でその建物の
0:22:51	附属設備とするという件につきましては、こちらの方はですねページ 3 から 34 の対象の中ですねそのページ 29 のほうに、
0:23:09	当該の設備を、

0:23:12	記載しております。それと、
0:23:18	それと、
0:23:19	等はですね、あそこはそれと先ほどの 2272 ページの記載のほうは整合はとれっております。
0:23:31	これらについては第 1 加工棟の周辺にないということなんですけれども、もうそちらのほう第 1 加工棟の使用表のほうは多い表ということで変更。
0:23:45	加えないということを遵守。
0:23:50	していつて、
0:23:52	その観点で、その管理番号が入っていないという状態に収集評価、公表のほうになっております。ただそれでは不足しているということは処理を認識しておりますしてそのフォローとして、
0:24:11	. 1 表 2-1 の同じ表の中の添付 1 ページ 200 億 2321 と 2325 のほうに当該の 8044 億 8046 の設備の方は、
0:24:29	非安全系の喪失ということでエントリーをしてフォローしているという整理に今なっております。
0:24:38	技術は以上です。
0:24:41	はい。原子力規制庁永井です。
0:24:46	のこの第 1 加工棟については、第三次設工認で認可を受けて、一部の機能に一部の機能というか基本的には建物そのもの本体と、それからこの外扉も含めて、
0:25:01	今皆さんの説明の中では認可をすでに受けているという認識でおられるんだけれども、第三次のときには許可に記載したこの 8000 万強か電話番号までは書いてないですけれども、
0:25:18	この 8000 万 8044 と 8065 と先ほど説明しました。すいませんでしたけど、8063 億 8064 の研究設備の扉ですね。
0:25:34	これが申請書には書いていなかったもので、今回申請するということであれば、きちんとですね、使用表のほうになりま申請書もそうなんですけど、拾っていただいて、
0:25:51	その多い表のほうにも、具体的にもう一度よく参事のときに本当に認可を 1 構造強度、機能性能がについてですね、あの求められる安全機能のすべてについて、
0:26:07	外扉とかの緊急する設備が申請していて、認可を受けているかどうかを確認した上で、この第 2 加工棟に含めて申請するのであれば、この第御社第 1 加工棟の附属設備として、
0:26:26	申請するのであれば、そのこの 7/そのなかっというか第 1 加工棟の仕様表の中にちゃんとこの番号を記載した上で、



0:26:40	今回修正するっていうとおかしいですけども、きちんとと整合がとれるように工夫する工夫する必要があると思いますけれども、いわゆる考え方を品種のイメージをまず
0:26:56	整理していただいて、その上で、第参事で申請したもののから差分があつて、例えば記載漏れがあつた実際の設計としては申請していたんだけど、その手続き上、
0:27:12	使用表にちょっと書き漏らしていたというようなことであれば、そういう説明をした上できちんと仕様表に書くとかですね、それは場当たり的にあるのではなくて建物だけでも、これに限らず第2加工棟とか廃棄物の
0:27:30	管理棟とか、あと幾つかありますので、全部の使用表についてですね、よく最終の形をイメージした上で、どう、どういうふうに考えて記載するのがいいのかということ
0:27:46	次回の面談まで結構ですけどよく検討していただいて、
0:27:53	どういうふうに対応するかということの説明してください。
0:27:59	1例といいますか考え方として、なんですけども、大事な点が一つあつて、許可との整合がありますんで、発するこの管理番号とっているものは許可の本文の中に緊急設備として、
0:28:16	記載のある
0:28:19	ものですから、必ず設工認の申請書の中に記載した上で使用表にもかき。
0:28:29	記載して求められる安全機能を漏れなく書いていただいて、1構造強度、機性能を図面とかで記載して、それが適合技術基準に適合しているということの説明は添付書類で、
0:28:45	記載してくださいということで、これがもういつもセットでこれに限らずですね、すべての建物構築物設備機器について同じですので、その状況か、第三次からの
0:29:01	でも、もう一度見たときに第三次で記載漏れがあるんであれば、第5次申請の対象としてきちんと位置付けて申請をしてくださいということです。
0:29:16	考え方としてはそういうことで、すけれども、不明な点があれば、その確認してください。
0:29:27	原子燃料工業の回数の考え方については承知を理解いたしました。それについての噴出イメージを十分理解しながら、
0:29:38	起債の不足、それとあとは、許可との整合とれるように記載を検討いたします。
0:29:46	はい、原子力規制庁の永井です。ですからこれ5月31日に申請補正が出されて、それから我々のほうでも見始めてるんですけども、それ当然その考え方っていうのは、すべての建物構築物設備機器に水平展開を

0:30:04	していくことになるんですが、中途半端にやると、大予知のときのように、何度も補正しなきゃいけないという状況にもなりますので、まずは第1加工棟でどういうふうに
0:30:20	簡単な考え方でこの申請書の1ページから34ページの記載、それから主要表への記載でそれが許可と。
0:30:31	許可の安全機能を有する施設が漏れなく記載する。
0:30:37	するという最後の形をまず示した上でそれが3時で設工認参事設工認で認可を受けた使用表とサブがあるのであれば、そこは何らかの識別をして
0:30:52	今回の御自動申請範囲に含めて申請するという方法を検討するようにしてください。
0:30:59	以上です。
0:31:03	原子燃料工業のお金その承知いたしました。
0:31:10	はい、原子力規制庁の永井です。申請書の最初の入口で全般お伝えしたんですが、これカラーですねまた具体例に行くんですけどその前に、本日の面談資料のほうですね。
0:31:26	H-21019で確認したいと思いますんで先ほど藤原さんからも簡単に御説明がありましたけれども、今回この資料の
0:31:41	今1ページ目というか1枚目に第5次設工認の審査会合、これ3月23日の指摘事項対応状況として、1から10番まで、まず確認や、記載が、
0:31:56	ありますんで、これを見ていたんですけども、付則際の不足とそれからちょっと内容が不十分で何を書いているのかわからない点がありますので、これから伝えしますんで、まず一つ目なんですけど、大節子第5時の
0:32:15	設工認ですねは前半申請の最後の申請となることから、この3月23日の審査会合でも確認した論点として3点確認しております。
0:32:30	で、その3点というのは、一つ目が、全体を通じて申請されるべきすべての建物構築物及び設備機器が申請されていること。
0:32:44	それから②進んで許可に記載した設計方針に従ったものであり、技術基準に適合した設計であること。
0:32:54	③第一次から第5次設工認申請書に
0:33:02	申請一緒に申請で全体を通して、設計上の不整合が生じていないことで、審査会合で明示はしてないかもしれないけども今回の熊取の事業所の設置、新規基準の設工認は、
0:33:20	今回の第5次申請の中で多くの機器が申請されておりますので、この第5次申請内においても建物とか設備の
0:33:34	設備機器のですね、相互の取り合い、

0:33:37	などがきちんと管理されて不整合が生じていないことをも含みますこの3点について、事業者としてどのように確認して評価したのか、また事業者の品質保証体制の
0:33:53	説明も含めて、その確認評価内容を申請書に記載して再補正をするようにしてください。
0:34:03	で、また特にですね、
0:34:09	第1回の補正が5月31日に出てますけれども、この補正にあたって事業者として、どのような確認をしたのかその内容と評価結果については、その要点で結構ですけれども、
0:34:24	次回の面談で書面で提出して説明をしてください。
0:34:35	審査会合のこの回答の中でまず不足のある点については、1点目は以上になります。
0:34:42	今の点について何か
0:34:46	※なんてあれば確認してください。
0:34:52	原子燃料工業の藤原でございます。ご指摘の点3点ですね、不足しております申し訳ございません次回にはですね回答させていただきたいと思っております。はい、原子力規制庁の永井です。
0:35:09	それでは
0:35:12	実際にですね。この回答ー1から10番目の申請内容についての確認なんですけれども、1から10番目は、審査会合でもどちらかというとその時点までで、
0:35:28	確認できた点を具体的に例示してですね、指摘を
0:35:33	をさせてもらったんですけど、その直接対応について面談資料H21019の右側に記載しているですね、実行とかそれから我々の規制庁の指摘事項。
0:35:52	についてもいろいろこの今の現状の記載ではですね、どういうふうに対応したのかっていうのを特定するための記載が不足している点が多いです。
0:36:07	これから、今日の中でも御説明いただけますけど、本日の面談を踏まえて、次回面談でですね、こちら辺の記載はきちんと充実して再提出をするようにしてください。
0:36:22	特に審査会合でのコメントへの対応状況については、まず最初に我々のほうでも、審査をする、した上でですね、国会数ある設備機器、
0:36:38	建物もありますけど、にちゃんと反映されているかっていうのを審査を進めていきますので、まずはご回答次回ですね、回答していただきたいの具体的にはですね、一番から4番までについては、右側の補正箇所。
0:36:56	ご覧に添付資料参照と記載がありますけれども、この添付資料が

0:37:03	非常にページが多くてですね、どこの
0:37:07	添付資料で刈り取っているのかっていうのはトレースできるようにですね、番号その添付資料の回答番号御であるとか、もしくは直接第 1 回補正で対応した箇所の、ページ番号とか、
0:37:23	主要表番号を具体的に明記するようにしてください。
0:37:27	それから主に 4 番から 9 番になりますけど、成長の指摘事項欄にも指摘を受けた建物の名前とかですね、仕様表番号等、その内容をですね具体的に特定できる。
0:37:44	情報を記載するようにしてください。中身がどうこうというよりは、まずこの資料として、そういう形で修正をするようにしてください。
0:38:02	原子燃料工業の藤原でございます。ただいまの御指摘の点承知いたしました。見直した上で、書面で提出したいと思います。
0:38:19	はい、原子力規制庁の永井です。それでは具体的な事例で確認をしていきたいと思えますけれども、
0:38:28	まずですね、ここdの事例はちょうど今の資料の 4 番の
0:38:35	第 4 次設工認でごめんなさい。発信機が第 1 第 2 加工棟のですね、発信機が申請されていなかったという点について、第 5 次設工認、
0:38:51	の段階だ 4 時でですね、第 2 加工棟については補正がされたんですけども、その他の建物を誤字で補正に盛り込み済みという回答が記載されていますが、その下の回答にですね。
0:39:09	発信機と同様のものはないということは書いてあるんですけど、この意味がですね、何を書いているのかっていうのがまずよくわからなかったんで記載、簡単に御説明いただきたいと思えますんで。
0:39:26	それとあわせて、具体的にですね、今回の第 5 次申請で第 1 加工棟の発信機これ第三次で認可を受けて申請して認可を受けている第 1 加工棟の発信機について、
0:39:43	今回どのように、補正したのか、具体的に説明をしてください。
0:39:58	原子燃料工業の井上でございます。
0:40:03	発信機同様のものはないという意味でございますけれども、はい。今回は新規が申請の方からも出てましたけど、同じように申請のほうから漏れているものはないという意味で発信機と同様のものはないということで記載しております。
0:40:20	続きまして第 1 加工棟の発信機についてでございますけれども、第 321
0:40:26	申請では記載してはおりませんでした、今回の第 5 次で入れております。
0:40:31	で、その言い方ですけども第 1 加工棟の多い表のほうには先ほど緒方が申しましたように入れないということで入れませんで、その他の加工施設の中に第 1 加工棟の発信、

0:40:47	自動火災報知設備、感知器の発信器という形で記載しております。
0:40:53	そういう。そういうことで、また、その他の加工施設の中の
0:40:59	工事の方法、それから配置、それから検査の内容につきましてはそのほうで記載して今回申請してるという状況でございます。以上でございます。
0:41:12	はい、原子力規制庁の永井です。今、御回答があったような状況は私のほうでもいろいろ探して非常に時間をかけて探すと、今の状況は、
0:41:27	確認できました確認できましたというか、確認しました。ただこの回答ですね、次回の面談でいただくときには、今の説明を特定する具体的な補正申請書のページ数であるとか、
0:41:44	どこには記載していてどこには記載していないんで、本当にそれで、例えば使用表が探したんですけれども、第1加工棟にはやっぱり発信器はなくて仕様表に書かなくていいんですかっていうことです。
0:42:00	最初に設計確認した通り最後の品種イメージといいますかね、これ第5次設工認ですから、本来書くべきところになぜ書かないのかといったときに何か今までも変更するなというような
0:42:15	指示といいますかね、水性審査会合のときでも、消火器の番号であるとか、既認可の情報を修正をされてしまうと何が認可を受けたのかがわからない状況になってしまうので、
0:42:32	既認可の部分はまず修正しないということでお伝えをしているわけですがけれども、何かそれをしゃくし定規にですね、記載の不足があったりとかそういうものまで一切変えないということではありませんので、
0:42:50	まずはどう補正するか別にして、第2加工棟と第1加工棟として今回、すべてを申請するとしたらどういう形になるのかということ、いわゆる明示をきちんと持った上で、
0:43:06	あるべき姿の仕様表をまず次回の面談で説明してくださいということで、これも1例ですけれどもまだほかにもありますけど、
0:43:18	発信機についての1例を藻を結局は同じことになりますけれども、あるべき姿をきちんと説明してくださいということです。よろしいでしょうか。
0:43:31	原子燃料工業の井上でございます承知いたしましたの日に支給イメージを考えて資料のほうを作成して参ります。以上でございます。
0:43:44	はい、原子力規制庁永井ですので、
0:43:48	使用表記載すると作製するときの一つだけルールといいますかね。
0:43:57	これはなんてすかね。考え方として、認可を受けようとする設計については、皆さんとこだと施設の管理番号が振られてますけど、その管理番号ごとに

0:44:14	求められる安全機能に係る設計、すべての設計を一つの仕様表に記載して申請してくださいということです。ただ非常用設備一部の非常用設備とか、消火器のように、
0:44:30	建物を横断しているものがあれば、それはその設置場所の仕様表に同じような記載が出てくるのは、これは許可のほうでも複数の建物で同じ番号の
0:44:46	同じ名称のですね、非常用設備を設置するというような場合は、当然そういうことはあり得るんですけども、その同じものを同じものって同じ建物の同じ設備の主要表をあっちこちに
0:45:03	書かれると、一体どこに書いてあるのかっていうのがわからなくなってしまいますので、これは1ヶ所にまとめるという考え方だけは一貫してですね、
0:45:18	国に主なイメージつか最初あるべき姿を検討するようにしてください。
0:45:26	原子燃料工業の井上でございます。承知いたしました。
0:45:41	はい、原子力規制庁の永井です。いろいろと確認したい点はまだこの後続んですけど、今日はですね検査部門からも
0:45:51	参加してますので、ちょっと検査関係の先に2点お伝えしたいと思います。
0:46:00	規制庁早川ですけども検査関係で2点ほど確認したい事項がございます。まず1点目ですけども、ページでいくと、2049ページにかっこう施設全体としての性能検査の項目が記載されてます。
0:46:20	その中で検査の方法について、今回
0:46:27	すべての負荷設備を接続し停電状態を模擬した負荷試験を行うということで、判定基準が負荷設備で電源を供給した状態で、非常用発電機の電圧及び周波数が確立すること。
0:46:45	という形になってますけれども、実際の検査として、
0:46:52	三菱の第7次で記載されているような中身。
0:47:01	等と同等の検査をしていただきたい。
0:47:06	というのがまず1点目です。
0:47:10	2点目は、議題用事で、
0:47:14	一部使用をしている設備がございます。
0:47:19	それが4時で何かクローズしているように見えるんですけども今回の5時に関連して非常用DGの件、それとかですね、自動火災報知設備に関しては、
0:47:37	受信機が今回第5次申請で申請されるということになってます。
0:47:46	1物資をするのであれば、すべての附属設備も、
0:47:55	新規制に適合した状態でないと。
0:48:00	使うのは、
0:48:02	よろしくないと思うので、50申請でその部分の考え方を

0:48:10	追加していただければと思ってます。
0:48:15	私早川のほうからは以上 2 点です。
0:48:21	原子燃料工業の藤原でございます。まず 1 点目の検査ですねそちらにつきましては、他社さんの先行事例の有無を確認しまして、同じような検査で対応したいと思います。
0:48:36	次 2 点目でございますが、
0:48:39	建物自体が我々の考えとしましては新設でございますが、それに付随する監視系ですねそちらにつきましては、あと日やつもでございますが、それにつきましては、第 5 廃棄物貯蔵棟の新設に伴う部分がございますね
0:48:59	既設の部分に接続するという形になりますのでその部分も
0:49:05	若干県次の設工認で改造はあるものの、当面、まずは季節に接続するという ことで、我々のほうでは
0:49:15	所可能と考えているところなんですけどその辺につきましてもですねちつきちつと整理した上で、該当する、する方向で回答するように管理したいと思いますので、よろしくをお願いします。
0:49:30	規制庁早川ですけれども、よろしく願いいたします。
0:49:37	はい、原子力規制庁の永井です。それではまた追加の本日は面談資料に沿ってですね。ええと。
0:49:49	確認を進めたいと思います。次は面談資料の 5 番のですね、連続焼結炉をオノを圧力逃がし機構について、
0:50:03	のを確認になります。これも審査会合で、お伝えしたんですけれども、今回の第 1 回補正で、
0:50:16	まず申請書の本文の中で圧力逃がし機構の位置であるとか、構造強度、それから機能を性能に関わる設計条件といえますか設計仕様、それから確認できません。それから
0:50:33	認可を受けようとする使用表から図面等の中に記載されていないということをございますんで。
0:50:44	この申請をするにあたってですね、こういういわゆる認可を受けようとする設計仕様をですね取り付け位置であるとか構造強度、強度綱材料とか寸法ですね。
0:50:59	どのように、その整理して記載したのか、その本まず本文の記載の考え方を具体的に説明してください。それから圧力逃がし機構の機能性能についても、
0:51:15	同様でございます、そのまた本文の記載の考え方を具体的に説明を
0:51:24	をしてください。

0:51:28	それとですね、もう一つ、この5番に関連して3095ページの表7に連続焼結炉ナンバー2-1の耐圧強等の説明があるんですけど、その代表部位がですね。
0:51:46	焼結炉本体の連続焼結炉本体の設計圧力といいますか。明確にした上で全体を俯瞰して最もその弱い場所といいますかね、爆発時の
0:52:05	これに圧力逃がし機構が作動したすることによって、
0:52:14	焼結炉の構造強度がに支障がないということを説明するために、最もその弱い箇所を代表部位として選定しているということを説明するようにしてください。
0:52:31	で、この点については後日書面で回答してください。その上で現時点で何かの回答できるようなことがあれば、簡単に結構ですけど説明をしていただけますでしょうか。
0:52:49	はい。
0:52:52	原子燃料工業の上村でございます。と圧力逃がし機構の件ですね仕様表のほうの作りとか等々ちょっと御説明させていただきます。まず連続焼結炉ナンバー2-1の仕様表でございますけれどもページ数でいきますと、
0:53:10	152ページですね、連続焼結炉ナンバー2-1の使用表の中で、技術基準に基づく仕様というところの安全機能を有する施設が14条3項の技術基準に該当するということで飛来物による損傷の防止ということで、
0:53:28	今回圧力逃がし機構を記載しております。圧力逃がし機構の構成機器としまして設備の安全機構という所でバネ式の安全弁2基っていうのを設けるといったところを記載してございます。
0:53:44	こちらの真西安全面、の強度に関しましては、
0:53:50	同じ焼結炉ナンバー2-1の地震による損傷の防止の箇所ですね、147ページですかね、の中段ぐらいになりますけれども、ボルトで設備本体に固定することによってM14×42ヶ所、
0:54:09	この場所については、もうちょっと図面でご説明いたしますけれども、プレヒート部入口部とチャンバ出口部各1ヶ所ずつに圧力逃がし機構を設けて、このボルトで固定することによって記載しております。
0:54:23	続いてあの位置構造のところでは設置場所でございますけれども、添付図のほう、ちょっとページが飛びますけれども、
0:54:32	ページ番号で言いますと376ページでございます。
0:54:38	こちらの図で、
0:54:41	そうですね。全体の焼結炉の全体図を示してございますけれども、こちらのほうにですね、今回焼結炉圧力逃がし機構以外にもですね、いろんな安全系持ってますけれども、この図面にですね、基本的に安全系A1に関係している設備機器等を設置場所ということで記載しております。



0:55:01	真西から安全弁に関しましては、ちょっと見づらいかもかもしれませんがプレヒート部。
0:55:08	このままちょっと左側ですねどの、
0:55:11	ゲートがある部分ですねその右側にバネ式安全弁というところが1ヶ所で出口側のほうにも同じ扉の脇のところにばね式安全面というところで一応記載してございます。
0:55:26	あとまた審査会合のほうでご指摘のありました作動圧の件でございますけれども、こちらにつきましては、先ほどの14条3項で整理をしています。
0:55:41	いうところでございますので添付説明資料にですね、の設計番号14.3-1というところで記載を設けております。こちらのページ番号で言いますと2587ページになります。
0:55:59	こちらのところまで設計番号14.3-1というところで今回の圧力逃がし機構を設ける旨を記載してございますので、少し詳細な中身につきましてはちょっとまた細かい御説明になりますので、
0:56:17	ちょっとまた説明が飛びますけれども附属書類8-2というところで落とし込んで記載をしております。附属書類8-2のほうにこのようにに従って飛んでいきますと、3081ページから附属書類8-2が始まっておりまして、
0:56:36	附属書類8-2のほうはですね、今回の圧力逃がし機構だけの話ではなくてですね、全体の
0:56:44	可燃性ガスを取り扱う設備へ爆発の発生防止、影響軽減という機能に関しての基本方針ということで取りまとめてございます。後ろのほうは、最初の発生防止という観点で
0:57:01	加熱検知ですとか可燃性ガスの漏えい検知ですとか、空気混入防止、そういったものが書かれておりまして、最終的に今回の圧力逃がし機構の説明になります。火災の影響軽減ですね、のところ、
0:57:19	に関しまして等3095ページのところに先ほどちょっと表のご指摘があったところになりますけれども、こちらのところで、
0:57:30	圧力逃がし機構の基本方針を変えていると。で、しかもちょっとまた説明としましては強度評価等ですね、
0:57:40	想定爆発圧の算定、それからその爆発力は加圧圧に対しての六角リスト化固定ボルトの強度爆風圧による飛散物が生じるか生じないかの評価、あと、吹出し量ですねの妥当性の評価。
0:57:58	手等々をこちらの添付説明資料2のほうの2-1ですね、のほうでしておりますページ数でいきますと、3103ページから書いてございます。
0:58:10	最初のほうにまず想定爆発圧力を算定しておりましてこの評価でいきますと ■■■■、

0:58:17	それから検討が想定爆発圧力になります。
0:58:21	これに対してそのあとの 2-1 から 2-2、2-3Aのところで各部材の強度ですね、弱いと考えられるところの協働、まず一つ目は六角
0:58:36	ですね、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■</span> 、導体の部分の板の評価、あと、フランジでここの焼結炉の矩体自体をですねはいひとくり人分等々をフランジのような形で常な形になってますので、これをフランジボルトでとめていると、その部分、
0:58:55	このボルトの固定評価と、あと 8 パネルの評価をそれぞれしております。先ほどの御指摘いただきました表の中で一番弱い部分につきまして記載ということで
0:59:10	NaFだったっけ。
0:59:13	焼結炉に関しましては、固定ボルトが一番弱いというところで、それでも耐圧強度は <span style="background-color: black; color: black;">■■■■■</span> と、先ほど <span style="background-color: black; color: black;">■■■■■</span> の想定爆発力に換算しますと <span style="background-color: black; color: black;">■■■■■</span> になりますので、
0:59:34	十分構造上耐えるということになります。
0:59:40	はい。
0:59:42	あとその値の氷のでドンとそのあとの説明の中では
0:59:50	焼結炉の中に収納してますモリブデンボードが飛散する恐れがあるかないかの評価、それから 1、その次のページのほうでも圧力逃がしで出てきます。
1:00:05	出すのに足の量ですね吹出し量の評価をしていってございましてこちらの安全弁が十分な機能持っているということを 8-2 の添付説明資料 2-1 で説明しているという形で構成をつくってございます。
1:00:23	あと申し訳ございませんちょっと私あの発言の中で御説明の中で各想定爆発圧力ですとか、評価値ですね、固定強度の評価値の数字をちょっと市しゃべってしまいましたので、こちらのほう非公開とさせていただきたいと思っておりますので、
1:00:41	申し訳ありませんがマスキングのほうよろしくお願ひいたします失礼いたしました。以上です。
1:00:48	はい、原子力規制庁の永井です。今、おそらくっていうか、具体的にこの作業に携わって審査会合を受けて、いろんな検討さ、検討はもともとしてたかもしれないけれども、
1:01:06	申請書の補正の中で、いろいろ考えて盛り込まれているという状況は理解しましたので、ただ、何分早口で今このですね、先ほど最初にお伝えしたんですけど。
1:01:22	申請書のごめんなさい、本日を面談資料のH21019の5番の回答を見る限りでは、今の状況の添付の説明書の回答しかなくて、申請書の本文に、

1:01:38	どうやって反映したのかということがまず書かれていないので、今の御説明の内容を十分踏まえて、この回答のほうに反映してくださいということです。
1:01:52	そうすれば、今みたいなやつを、これからその回答があった後に書面で回答を受けた土地に本当にそうなっているかっていうのは確認をしていきます。
1:02:05	で、その際にですね、の現状、もう何を見てないわけじゃなくて、いくつかの基本的な考え方をちょっとお伝えしたいと思いますけれども、ちょっと順がいろいろ逆転してしまうかもしれませんけど。
1:02:23	求められる安全機能というのは一つではありませんということです。先ほどその爆風圧の一番弱いところが固定ボルトだと言われてましたけれども、その固定ボルトの設計をする際に、
1:02:40	の外力といいますか、耐震のところに書いてますというような回答をもされてましたけれども、いわゆる耐震のときの設計荷重と、それから、
1:02:57	炉内で爆発が起きたときどう設計荷重っていうのは当然違うわけで、それから、その時に求められる安全機能っていうんですかね、いわゆる閉じ込めといいますか爆風で
1:03:13	炉体が壊れないように、どういうふうに設計しているのかということをお伺いしているわけで、ちょっと大変もし耐圧強度を通すの耐震強度を
1:03:28	はい。
1:03:29	同じと見ているのであれば、結果としてそうなる場合もあるかもしれないけど、ちょっと私の方でお伝えした趣旨とは、まず違いますということです。それから今回の、特に
1:03:44	連続焼結炉のですね、爆破Ⅱというのは、いわゆる緩和措置といいますかね、閉じ込めにもなるんですけど、設計基準事故の、もともとが発生防止があって、拡大防止、
1:04:00	もともと爆発が起きないようにいろんなその前段で安全機能がついていて、最後それらでは全部、その事故シナリオで全部その失敗のケースで爆発が起きても、
1:04:15	縦最後は建物の中で、
1:04:20	閉じ込めるといふ。
1:04:23	設備でそのときに、
1:04:27	炉体との関係の設計条件との関係でどれぐらいの圧力で逃がし機構が作動するのかということで、何か圧力は小さいような記載がですね。
1:04:42	書いてあったんですけども、何度もお伝えしてるんですが大きいとか小さいというそういう抽象的な記載じゃなくて、設計上何MPa目側でいかないかな、PASCAL以下で作動する設計とすると。
1:04:59	ということで、そのばねの設定値が決まってくるはずなので、そういう

1:05:08	機能性能に係るものそれから位置構造強度はそういうことがわかるような設計であることを具体的に記載してくださいということです、ことから
1:05:23	この後ちょっと耐震関係でもお伝えすると思いますけど、今回先ほど説明の中で 376 ページに、
1:05:35	全部
1:05:38	記載しましたと。
1:05:40	というようなことがあるんですけども、皆さんはわかって書いてらっしゃるんだと思うんですが、我々のほうで皆さんの許可であるとか、申請は、まず、言葉が圧力逃がし機構と、
1:05:56	という言葉になってます。それでそれは設計の
1:06:01	次の施設ば管理番号が振られているんですけども、この図面を見たときに、管理番号もなければ、圧力逃がし機構という言葉もありません。なので、想像するにはばね式安全面ではないかと。
1:06:19	まず我々にもわかるようにきちんと書いてくださいということですね、書くときに、これまでの皆さんの対応もそうなんですが、言われたら言われたところにだけ書くという意味ではなくて、その考え方、
1:06:38	もちろん損を我々も審査をするんですけど、皆さんも、事業者検査で確認をしていくときにですね、どういう考え方で、この
1:06:50	申請書をつくり込んでいくかということなんですか、必ずこうしろということではありませんけど、一つの例として、
1:07:01	この図は 2P の説の 1-13 というのはですね、
1:07:08	327 ページに、
1:07:11	から始まっています。
1:07:14	で、
1:07:15	ここに全体図があって配置図があるんですけども、まず今回認可を受けようとする安全機能を有する施設については、この中に、
1:07:28	申請書であるとか、許可も踏まえて番号と
1:07:32	一致するようなどころについての 1 ですね。まずはここで明確にしてください。書き方があるんですけども、
1:07:43	例えばですね。
1:07:46	に 380
1:07:50	例えば 382 ページとか 383 ページにあるんですけど。
1:07:56	この右側にですね管理番号と機器名称が振ってあります。

1:08:03	で、こういう表を、ですから今回の申請対象のこの連続焼結炉に関わる、その安全機能の番号の振られたこきといいますか附属設備、緊急遮断弁もそうですし、いろんなものがあると思いますけど。
1:08:24	最初ですね、372 ページの
1:08:30	中で、まず表にして表にした上で、
1:08:34	それが詳細図は言いませんので、どこについているのかというのがこの図で、この図というのは、その配置図でわかるようにすると。
1:08:44	というのがまず入口だと思うんですねというか我々もそういうことで探していくんです探していったときに先ほどの圧力逃がし機構って、この図ではどこについているのかわかりません。それから、管理番号を振ってないので、ただ何かこの図がついて参考図みたいなんですけど。
1:09:03	そうではなくて、一応まず特定できる情報を書いてください。その上で、これって書いてある通りプレヒート部とか、チャンバー出口部だとか、
1:09:18	各部位があってそれぞれの部位ごとに今度はここ図面っていいですかね、入口コンベアプールは、(1)であったり、そのさらに詳細図で、そのガイドとかストッパとか、ずっとあるんですけど。
1:09:33	そういう前全体的なその設備全体の構成として、どこに
1:09:40	位置構造を見るときは必ずここに書く、それから詳細図はここに書くんで、圧力逃がし機構っていうのも、名前を必ずそう書けとは言いませんけれども少なくとも管理番号で、
1:09:55	それからどこに幾つあって、どういう形でついているのかっていうのは、認可を受けようとする図面であるとかですね、資料表でわかるように記載してくださいということです。
1:10:10	その考え方は、これまでもこれまで設備もそんなに複雑なものは出ていなかったの、何とか見てたんですけど、もうこういう状況になると、確かにどっかに書いてあっていろんなものを見ていけば、
1:10:28	総合的に見ればわかるのかもしれないけどそれは設計者であるとか書いた人はわかるかもしれないけれども、我々のほうでもわかるような当初にしてくださいということです。
1:10:46	ちょっと長くなりましたけど、そのような形で少しですね、これも
1:10:54	今日コメントしてももちろん最終的には補正をしていただく必要があると考えてますけれども、いきなり言い出すというよりは、どういう考え方でこの申請書の図面、
1:11:11	意識になると、この 13-1 の図面も子番号がですね、さらにまたついたりしてますので、どういう考え方で構成して作っているとかということと合わせてですね、一応次回と面談で、

1:11:26	説明していただいて、もし、もしというか今のよう形で修正するというすればこんな形になるというものを示していただいた上で、他の設備についても同様になっているのであれば、
1:11:42	その上で、直していただくと。
1:11:46	というような形で対応していただきたいと思います。私から以上です。
1:11:52	はい。
1:11:54	原子力工業上村でございます。ご指摘の件、よく御理解しました。1点ちょっと補足。御説明を補足させていただきたいと思います。一応図面のほうですねバネ式安全弁というところで記載を書いていますけれども本体のかきたいものは圧力逃がし機構だと。
1:12:14	所でなんですけれども、一応我々の今の整理の中でですね、こういった安全機構ですとか、インタロックが象徴的ななんですけれども、機構として、いくつか構成される設備機器が作動たんですとか検出タン
1:12:31	そういったものにパーツが分かれるものが多々ございます今回の圧力逃がし機構に関してはそのまま弁がそのまま圧力逃がし機構になるんですけれども、例えばその冷却水圧力低下検知機構とかであれば、冷却水の設定につき圧力計、
1:12:48	が検出して最終的には配線用遮断器が効いた電源を落とすといったところで、それぞれのかつがありますと、いうところで、先ほどちょっと御指標の中で、設備の安全機構で圧力逃がし機構というところではばね式安全弁を2期設けると。
1:13:07	いったところで一貫構成している効き目に落とした上で、図面の中で、各パーツの図面から記名を名称として、記載していると言った、一応整理として記載させていただいております。
1:13:24	またちょっとご指摘の通りですねちょっとこの図面だけを見ただけだと、これが圧力逃がし機構かどうかというのがちょっとわかりにくいところはお指摘の通りだと思いますので、その点に関しましてはもうちょっと工夫してへの記載を考えたいと思います。以上です。
1:13:41	はい、原子力規制庁の永井です。ですから連続焼結炉については、その工夫したやつを工夫した後の次回の面談でまず説明してください。今回申請
1:13:57	対象も多いので、それで我々としてもわかるような形で、さっき申請書の中で1回言葉をとってといてますけど、あくまでも管理番号と申請対象の設備は一對になってましてそれが、
1:14:15	認可を受けようとする設備ですので、その中のパーツであるとか機器であるならば、例えば書き方として、圧力逃がし機構括弧を真似し器安全弁と書いて書くとかね、あとはインターロックでも、

1:14:31	しっかりインターロックの括弧検出部とか崩すよう水素そのきちんと名字と名前を言ってもらわないと、ファーストネームとか部品の名前だけで皆さんはわかるのかもしれないけれども、
1:14:49	とてもではないけどわからないなので、仮にもしそうするにしても、最初のページのさっきの 2200、372 ページにですねきちんとそのばまず管理番号と正式な名前を書いた上で、
1:15:07	その中に三つなり二つなり三つなり分かれているのであれば、その検知部とかっていう、その表の中に番号を、さらに細分化してですね。
1:15:22	書いていただくとか何か工夫が要ると思いますので、いずれにしてもよく考えていただいて、審査をするにあたって、理解ができる程度にというかそんなに難しいことはお伝えしてないと思います。
1:15:37	構成もよく考えて次回の面談で説明してください。わからなければまたそのときに説明しますのでそれは図面は当然使用表とも一対で動くものですし、添付の説明書とも
1:15:55	当然整合がとれてるということは大前提になりますので、添付の説明書は読ませていただきましたけど今回のこの右側の補正箇所の回答にありましたので、従来の説明からすれば、非常に詳細に書かれている状況は確認。
1:16:13	しましたけれども、いかんせん実際に認可を受けようとする。その圧力逃がし機構の位置であるとか構造強度がどこに書いてあるのかっていうその認可の本文自体が把握できてできる状況にないので、
1:16:30	そのリンクっていいですかね、認可を受ける本文とあわせて整合のとれる形でバランス調和の取れた
1:16:40	申請書にしていただければと思います。
1:16:48	はい。
1:16:49	原子燃料工業の上村でございます。承知いたしました。
1:17:02	原子力規制庁の永井です。連続焼結炉についてちょっと
1:17:09	ほかに耐震であるとか、他の安全機能も含めて、引き続き確認していきたいと思います。
1:17:29	原子力規制庁の吉村です。
1:17:33	ちょっと今の永井の確認事項に時部分的に関連しますが引き続き
1:17:42	連続焼結炉を
1:17:46	最初サンプルとしまして、
1:17:50	特に私の場合には、耐震上のいわゆる構造強度評価上の観点から、
1:17:58	主要表いわゆる連続焼結炉の仕様表と。

1:18:03	各図面との整合をですね、いわゆる1構造を確認するという、まず第一段階の点で、
1:18:13	申請していただいてから
1:18:18	まだほかもないですが、一応見た範囲で気づいた点を今から
1:18:25	御説明します。
1:18:26	これは連続焼結炉を一応参考のサンプルに指摘しますがこれは基本的には他の機器に対しても同様だというふうに
1:18:35	理解いただきたいと思います。
1:18:39	それでは私の気づいた点もですね、基本的にちょっと
1:18:46	指摘、順番に指摘するという形で
1:18:51	申し上げたいと思います。
1:18:53	まず使用表の
1:18:59	これページ146ページに、
1:19:03	いわゆる地震による損傷防止という項目がございます。
1:19:09	これでまず第1、最初に確認させていただきたいのは、
1:19:13	最初に耐震重要度分類を書かれています。
1:19:18	逆に言うと、最初のところだけしか書かれてございませんが、
1:19:25	資料表中には機器、制御盤先ほど一家の検出タンから作動たままで各種いろんなものが含まれていますが、
1:19:40	これらすべて耐震重要度分類第1類というふうに理解しますが、これでよろしいのか、これは確認です。
1:19:51	それがじゃあ続けて申し上げますと、第2点目です。
1:19:56	これは同じく主要表と。
1:20:00	各
1:20:02	耐震上を取り上げられている各設備機器の位置構造を確認する上で、
1:20:10	取り付け位置が明確にわからないものが幾つかございます。これは先ほど指摘された部分も含めてですが、
1:20:20	まずある圧力逃し機構
1:20:23	これはおそらくバネ式安全弁のことと思いますが、これは先ほど指摘した通り、
1:20:35	実際の申請機器と
1:20:38	具体的な機器との名称が違ってますのでわからないところです。
1:20:43	それから例えば次パイロットバーナー、これは図面で言いますとさっきのさ、376ページと合わせて見ていただければと思いますが、
1:20:55	例えば、当排気棟排気孔のところに失火検知器、



1:21:02	パイロットバーナーっていうのが矢印でついてますが、
1:21:07	具体的に
1:21:10	どの位置に
1:21:12	使用表に記載されているボルトで取り付けられているのか、この図面を見た限りはわかりません。
1:21:22	これは入口分の出火検知器とかパイロットバーナーこういったものも同様です。
1:21:29	それから冷却水圧力低下検知機構っていうのが主要表情ありますが、
1:21:37	これはおそらく
1:21:40	ちょっと違うページになると思いますが、冷却水接点づけ圧力計という名称で記載されてるものがあるので、このことを示すのかなというふうにと思いますが、これも、
1:21:52	当圧力逃し機構と同様に、きちっと実際の申請機器の名称が異なってますので、
1:22:00	この関連がわからない点があります。
1:22:05	それから緊急遮断弁の制御盤。
1:22:08	これは使用表の中にはボルトで制御盤に固定すると書いてありますが、
1:22:15	どの位置にどういうふうに固定されているのか、
1:22:19	一応ここに載っている制御盤を見たのって図面を確認した点ではわかりませんでした。
1:22:26	それから仕様書に書かれてる名称が一部、
1:22:31	緊急遮断制御盤というような名称もありますのでちょっと違ってる部分もありますので、これも確認いただきたいと思います。
1:22:41	そういったところ多々ありますが、主要の機器の据えつけ位置がわかるように明確に記載していただきたいと思います。
1:22:52	今の点、先ほどからちょっとこれ流れの指摘と重なりますが、やはりわかり辛いのは、検知器バーナー熱電対もしくはバネ式安全弁とか、
1:23:07	こういったいわゆる構成機器等の機器名称。
1:23:13	ずっとが異なってますので、こういったものの管理番号を含めたひもづけがわかるように記載していただきたいと思います。これは他の機器も含めて、全般をお願いしたいと思います。
1:23:30	続けての指摘事項を説明します。
1:23:35	これは
1:23:37	一応仕様表のほうには各機器の設置Vオノ使用及び本数とっております。

1:23:48	これらについては図面のほうにも記載されて、一部記載されてないものがありますが、記載させていただいてますが、例えば緊急設備防止カバーの据付けボルトの
1:24:04	ボルヴィックの仕様、こういったものが一部使用表と図面上で異なってるものがありますので、
1:24:13	こういったものはどちらが正しいのか。
1:24:17	またこういった食い違いがないように再度確認をお願いしたいと思います。
1:24:25	それから次の指摘ですが、これは 373 ページ。
1:24:31	2 入口コンベヤ部。
1:24:34	の詳細図が載っております。
1:24:38	この中に
1:24:42	高さ制限棒 1 本というなんか名称が
1:24:48	右上のほうにあります、これは具体的に何を具体的に何を示したもののなか。
1:24:54	ちょっと意味位置付けがわかりませんでしたのでこれについて確認したいと思います。
1:25:02	ちょっと続けて申し上げます。
1:25:10	連続焼結炉ナンバー2-1 の全体的な機器の構成は、
1:25:18	先ほどから出てきました 372 ページ。
1:25:23	372 ページが一応これが全体的な
1:25:29	配置図というふうに理解します。
1:25:34	それらの細かい部分、
1:25:40	それ以降の図面に載っております。大部分が 300 先ほどから出てます 376 ページ。
1:25:48	記載されてますが、
1:25:52	この 376 ページと 372 ページを見ますと、
1:25:59	例えば投入部とプレーヒート部の間にある。
1:26:05	風洞
1:26:07	フードですか風洞覆う形状のもの、それから、
1:26:11	チャンバ出口と。
1:26:15	取り出し部の間にある風洞
1:26:19	ここの部分の詳細な図面というのが特に見当たらない。
1:26:26	どうですかと
1:26:27	この風洞がどういう形で取り付けられた載せ
1:26:33	このセットされてるのか、それから、例えば導入部の方法 2、

1:26:39	バネ式
1:26:46	投入部の方の機器の据えつけ状態もう投入部とちょうどプレーヒート部の間にある機器の据えつけ状態も、ここに載せられてる図面ではよくわかりません。こういったものの、
1:27:01	図面詳細的な
1:27:05	詳細図が抜けがないか、もう一度確認をしていただきたいと思います。
1:27:11	あわせて今指摘した部分については、
1:27:15	耐震計算結果のほうにもこの部分の説明が入っておりませんので、
1:27:22	これも確認の上説明をしていただきたいと思います。
1:27:27	続けて申し上げます。
1:27:30	連続焼結炉ナンバー2-1の376ページへたびたび出てきますが、376ページに、
1:27:42	特にこれプレ
1:27:45	ヒート部の詳細が載ってますが、その中で、
1:27:51	一番左側のA矢視図。
1:27:56	いや施設でいわゆる耐火煉瓦の中に
1:28:03	これは搬送機搬送台車のようなものの上に、
1:28:09	焼結ボードが乗ってこれで搬送台車でこれ移動する傾向になってるんじゃないかと思います。
1:28:17	これ例どこの機器に関する記載というのがどこに見当たらないのですが、
1:28:24	これはこの機器については具体的にはどういう
1:28:30	主要なものなのか、もう一つ耐震上これは特に考慮されてないようですが、これは多分レール上を走る危機だと思いますが、
1:28:40	この辺の耐震性についてはどのように考えられてるのか、これも説明をしていただきたいと思います。またこういった気が構成機器の中に含まれてないという
1:28:54	に何か理由があるのか、その辺も進めさせていただきたいと思います。
1:29:07	それから同じくこのページの376ページで排気塔というのが2ヶ所ついてますが、
1:29:20	この排気塔の配当溢れ本体リピート分本体にフランジで接続されてるように見受けられます。構造的にはかなりここは、
1:29:33	弱い部分だと思いますが、ここの取り付け方法及び
1:29:38	構造強度について説明をしていただきたいと思います。これは排風とプレーリピート分の計算結果中に含まれているのであればそのそういった観点で説明いただければと思います。

1:29:52	次にですね、
1:29:56	379 ページ。
1:30:02	379 ページは連続焼結炉のチャンバー出口の
1:30:10	詳細図になってます。
1:30:16	これはこの図が非常によくわかりづらいのはですね、
1:30:22	追加している梁のブザーEの断面とそれから
1:30:28	右側に注が入ってるんですが、追加しているアンカボルトの知るCで四角い
1:30:35	赤く四角い表示があるんですがこれがですね
1:30:40	ダブって見えてどちらがボルトでどちらが針なのかっていうのがよく。
1:30:46	わからない部分が多々あります、例えば側面図の下の左の側面図ありますが、この一番下の
1:30:54	梁の部分に四角がいっぱいありますが、これはですね梁の梁と矢印があるものはわかるんですが、
1:31:03	アンカーの部分を示しているのかそれとも梁に実査方向に剥ぎカトウてんのか。
1:31:10	そういったものがわかりません。これは右側の断面図もどの断面をとっているのかよく記載されてないので、そういった意味でこの図面から補強されている部材アンカーの
1:31:26	三明をするのが非常に難しいのでちょっとこれは記載を考えた上で
1:31:36	もうせていただきたいと思います。
1:31:40	それから
1:31:42	次にですね。
1:31:44	382 ページに行きます。
1:31:48	382 ページは、これは先ほど設計基事象とはちょっと異なっててこれはいわゆる、
1:31:57	付帯安全系のほうですね系統図になってます。
1:32:02	で、系統図になってるんですがその系統の部分と機器の部分が同じ線で書かれてますので、これはまず、まず三明をちゃんとしていただきたいのと、
1:32:16	それから一番わからないのかですね、この図の中で設工認対象外という
1:32:23	部分記載が3ヶ所ぐらい出てますが、この設工認対象外を示す範囲が、
1:32:32	療担矢羽のものと、あと線で引いてる部分とあるんですがどの部分を
1:32:40	さして設工認対象外としているのかこの図を見ただけではわかりません。
1:32:46	そこに配管のラインのライン上どこが設工認対象外でというのは、この図を見た限り、
1:32:57	どこからなのかというのが全く判別がつきません。

1:33:01	これは
1:33:04	具体的にですねバルブ無それから配管を含めて明確に設工認のを、
1:33:13	今回の申請範囲なのか、対象外なのかっていうのを明確にわかるように記載していただきたいと思います。
1:33:23	それから、例えば、次は 385 ページに行きます。
1:33:32	385 ページは、これは
1:33:38	ガスポンベ型等の
1:33:43	ものが記載された図面ですが、
1:33:48	込ま細かいていますとこのガスポンベの赤い線が
1:33:55	補強する梁柱の中に埋もれてますので、その線がよくわからないのと、もしバルブのポンベの位置が明確にちょっと判別できないのと、
1:34:06	それからですね。
1:34:12	あと緑色に書かれてる部分がどういうの系統ラインが何を示してるのかっていうのが見た限りでよくわかりませんのでこの辺ちょっと最長だと思いますが、明確に図面から判別できるように、
1:34:28	工夫をしていただきたいと思います。
1:34:34	次に 387 ページ。
1:34:37	続きまして、
1:34:43	387 ページは、これは
1:34:47	自動窒素ガス切替機構ですが、
1:34:54	これも断面、特に志田リースしたの。
1:35:00	部分のこの断面の要望をいろいろと名称が書かれてないので、
1:35:05	具体的にどっかから見た図面なのか、どこの断面なのかわかりませんので、これ。
1:35:11	ちゃんと図面 5 ですね、第三者がよく判別できるように、
1:35:16	その 1 リッターてる位置を明確に記載して欲しいと思います。
1:35:30	あとは中に、中で、例えば減圧装置とか矢印で書いてございますが、
1:35:38	こういったものの管理番号ついて対ついでなかつたりしてますので先ほどの指摘されているように、
1:35:44	紐づけを含めて明確にどの設備の機器なのかわかるようにしてください。
1:35:51	それからですね。
1:35:58	以上が図面関係ですが、次はまだ
1:36:03	私のほうでは、機器と機器の位置と構造のまず確認だけに、
1:36:09	確認をするために非常に手間取ってますので、また

1:36:15	申請いただいたと計算の中身まで確認はまだ現時点でできてませんが、計算。
1:36:24	いわゆる耐震設計の基本方針書のほうに、
1:36:27	関してこれから確認して、いろいろ指摘したいと思いますが、まず今見た感じで特に
1:36:38	当連続焼結炉に絡む部分だけちょっと申し上げますと、例えば 2938 ページに、
1:36:50	耐震計算結果っていう一覧表が載ってます。その中に連続焼結炉を
1:36:57	主要表で記載されている分、各部の計算。
1:37:01	結果が載ってますが、これもよく見ますと全部載ってるわけではなくて、例えば冷却水
1:37:09	圧力低下検知機構とか、そういったものをですね。
1:37:13	載ってないものとかありますので、
1:37:17	これ例。
1:37:20	すべて全部載せる必要があるかっていうと、理由があれば必ずしもそうそう載せる必要ありませんか。
1:37:28	省略するんであれば省略する理由を明確にさせていただきたいと思います。
1:37:33	ここ、こういった点で他の機器も含めて、
1:37:37	使用表等で記載されてるものをに対して、これが全部対応してるのか。
1:37:42	不要であればその理由を含めて、全体的によく見ていただきたいと思います。
1:37:50	それから、ちょっと最後の確認事項ですが、これは
1:37:58	同じくこの計算書ので。
1:38:03	連続焼結炉に空部分で
1:38:10	ちょっと気になったのが、
1:38:15	どうぞ。
1:38:18	2920、2922 ページに、
1:38:23	部材の F 値が記載されてます。この中で
1:38:30	下の注のところの※1 がこれがちょうど連続焼結炉に関する部分ですが、
1:38:37	この中で、
1:38:46	炉殻特になんていうんですか、強度部材として取り扱ってないようですので炉殻については、強度上はここには必要ないんですが、
1:38:59	たださっきと炉殻自体は主要表の材料表見ますと、ちょっと部材名称には線が一般的な、非常に代表的な部材はいいの強度以上のものを
1:39:15	相当のその相当材以上のものを使用するという、一応強度上の

1:39:24	評価対象になっていると理解します。これは先ほど説明があれば耐圧部材として取り扱ってるのかもしれませんが、炉殻ある程度温度が上がるのではないかと思いますので、この辺もですね。
1:39:38	もし強度部材共同部材というか、強度評価上使っているのであれば、
1:39:45	炉殻の材料の温度、
1:39:49	条件に対する
1:39:54	考え方も含めてきて、そういったものを含めて、ここでは記載していただきたいと思います。
1:40:01	ちょっと以上ですね、ざっと連続焼結炉のナンバー2-1を例に
1:40:11	まず気が付いた点を
1:40:17	今申し上げましたので。
1:40:20	こういった点踏まえてですね、
1:40:24	ほとんど書面で回答いただける部分はでも書面でいいんですが必要であればかなりの部分はやはり図面等を次の補正に向かってちょっとこういったものを整えていただきたいと思いますので、以上よろしくお願ひしたいと思います。
1:40:42	ちょっと私からはちょっと長くなります以上です。もし確認されれば、
1:40:48	はい。
1:40:49	お願いします。
1:40:51	現行のものでございます。いろいろコメントいただきましてオークワ図面がわかりにくいという趣旨のものであったと思いますんで、ちょっとわかりにくい図面ということで大変申し訳ありません。書面の方或いは補正のほうでわかりやすい、或いは情報不足してる部分については足すという形で対応させていただきます。
1:41:11	いくつかいずれも書面で回答させていただきますけれども、いくつかこの場で簡単に回答できるものもございますので、それに3点ほど、ちょっとこの場でお伝えさせていただきます。まず1点目なんですけども、最初にいただいたコメントボルト関係すべて一類ですかというところなんですけど、
1:41:29	これ仕様表の中で、冒頭に一類と書いて、それ以降に書いてあるものはすべてそれが適用される
1:41:34	という整理をしておりますので、すべてできるということでございます。
1:41:40	続いてですね、5番目ぐらいのコメントですけども、373ページ。
1:41:48	この図で高さ制限棒1本と書いてある、これの意味なんですけれども、これはちょっとここだけ見るとわかりにくいんですけどもこれストッパーとかガイドとか、いろんな設備で出てきてるものには共通して書いているものでございまして、設備によってはストッパーが10あってガイドが

1:42:06	6 あるとかそういったふうな設備もありますので、そういったものを、それぞれの設備の中に何かあるかというところを図面上に個数を記載するという整理で記載しておるものでございまして、たまたまこの図の 1 本しかないの、何かこれだけ。
1:42:20	書いてるような記載に見えるんですけども、趣旨としては本数を明記するという形で図面に記載しているというものでございます。
1:42:29	それから、
1:42:33	えーとですね。
1:42:35	2938 ページの
1:42:39	コメントで冷却水圧力低下検知機構についての記載がないというところでございますけれども、こちらのほうはですね、2937 ページをご覧いただきたいんですけども、
1:42:55	はい。
1:42:56	2936、6 ページですね、すみません、こちらのほうに、
1:43:03	評価結果の記載を省略するものについての説明書きが記載してございまして、具体的には質量が軽いもので、特段の評価を記載せずとも、省略可能というものについていろんな機器を挙げてございまして、この中に今回の冷却水圧力低下検知機構についても記載を省略します。
1:43:23	というふうな説明を記載してございます。
1:43:29	規制庁の吉村です。わかりました。今も含めて、正面及び図面の
1:43:37	改定等よろしく願います。原子燃料工業の上村でございます。承知いたしました。
1:43:49	有田です。
1:43:51	連続焼結炉の設計基準事故に絡む話として、後日書面とかでも結構なんですが。
1:44:03	376 ページの図の話で真西から安全弁というのがこれは圧力逃がし機構、
1:44:13	って話だったと思うんですが、この図面の
1:44:18	図面のほうを見ますと、結局これ、
1:44:22	安全弁フードの中に入って、フードがこれ局所排気に繋がってると思うんですよね、となるとこの中で爆発した場合っていうのは爆風は局所排気のほうに流れるんじゃないかと思うんですけどその場合、その局所排気に入っているそのダクトですとか、
1:44:40	高性能エアフィルタそういったものに何かこういう影響がないのかとか、その辺の評価されているのでしょうか。



1:44:52	原子燃料工業の上村でございます。先ほどのご指摘のところですね、こちらにつきましては設計の中で圧力逃がし機構の説明の中で記載を一部してございます。
1:45:08	御説明としましては 2581 ページ。
1:45:13	それから、
1:45:15	この技術基準の条項でいう 14 条ですね、この部分の説明の記載が入ってございます。
1:45:23	ちょっと圧力逃がし機構は 14 条の 3 行のところで 14.1 の F3 というところで説明をしているんですけども、今回の
1:45:33	設計基準事故ですね、に対してのストーリーといいますか、設計の中というものが 2581 ページの 14.1-F1、これ建物側では 14.1-B1 という設計番号でございまして、
1:45:50	この中で今回の爆発に関係するシナリオを言いますと、設計基準事項③と申すところで 2500、83 ページですかね。
1:46:05	ここで書いてございますので、この中の
1:46:11	ところに爆発で圧力逃がし例で
1:46:19	逃げるというところでまたと言っているところで記載してございますけれども局所排気設備、のところでですね、第 1 種管理区域の排気設備、これもこちらの規模となります排風機ですね。
1:46:34	これ大間第 2 排風機支店に設置すること、あとそのフィルターですね高性能エアフィルタの方を大間第 2 フィルターしたというところに設置しておりまして、今回焼結炉は 1 回の工程室にオペレーター 2-2 ペレット指数という工程室になるんですけども、
1:46:51	肝となる排風機ですとか、フィルター、これに関しては、
1:46:57	3 階のフィルタ室、或いは 4 階の排風機室とって離れた、火災区域も離れた場所として設置するということで影響を及ばないような配置とすることで、こういったものには影響がないというふうに評価をしております。
1:47:15	以上です。
1:47:22	有田です。フィルタとか排風機を
1:47:28	離れた部屋に設置する。そこまでも爆風圧ほとんど続かないので、影響を
1:47:35	うけないって話でよろしいですね。そうなります。
1:47:40	はい、御理解の通りでございます。
1:47:47	有田です。その爆風自体は離れた部屋で届かないっていうのもわかるんですけど、他方でこれフードってのはもう

1:47:58	そのものただフードのすぐ近所のダクトをその爆風をもろにうけちゃうと思うんですが、こういう辺が爆風によって破損しないという評価点と書いてるんですよね。
1:48:20	原燃工の上村でございます。先ほどの図面ですね 370。
1:48:27	6 ページの図面でございますけれども、ちょっとすいません。図の作りがまだちょっと見にくいところがございます、局長の廃棄設備ですけれどもこのフードの部分ですね、上から局所排気からぶら下がってきて三角形体系ですかね。
1:48:49	部分でここがフード任さになってるような格好になってございますんで横の台形のところから真下に線が延びてるんですけどもこれちょっとすみませんわかりづらくて申し訳ないんですけど、これらの各支線というますか、訂正になってまして、実際にはここをフードが
1:49:07	下まで伸びてるような構造にはなってございませんで、上、上にレンジフードみたいな格好で覆われているというような格好の構造になってございます。
1:49:18	以上になります。
1:49:24	有田です。これはフードでいくと。
1:49:28	入口の方の点線実際これが実際にはもう開口部になってる。要は大きい穴があいてる。こっちに爆風はおもに逃げて局所排気側にはほとんど爆風は逃げていかない。
1:49:44	そういうことですよ。
1:49:49	はい。
1:49:50	原燃工課上村でございます。今ご理解の通り、逃げる方向に関しましてはいくつか逃げる方向がございます。そういった御理解でよろしいかと思えます以上です。
1:50:01	有田です。承知しました。
1:50:18	規制庁小澤です。今のところそういう概念的な話じゃなくて、きちんとその評価した内容っていうのが添付の説明書の 2-1 と 2-2 と 2-3 の中に入っていないんですか。
1:50:38	原燃工課上村でございます。今の御説明のところまでは、さっきちらっと書かせてはいただいておりますけれども、細かいちょっと今補足で御説明させていただいたようなところまでは、記載は今の現状を書いていないというところでございます。
1:50:58	状況わかりましたけれども、記載の必要性等についても検討してください。
1:51:07	原子燃料工業の上村でございます承。知いたしました。

1:51:13	すみません。小澤です。有田君に確認なんですけれども、この後インターロックの設定値と警報の設定値の確認はするんですか。
1:51:26	有田です。今日もそこまで確認しないつもりですか。
1:51:36	規制庁小澤です。わかりました。先ほど永井のほうで、H-21019 のところのものを指摘の回答のところですね。
1:51:51	そこのところの回答に多分入ってくるんだと思いますけれども、インターロックだとか警報の設定値が本文記載で、私も確認した範囲で記載されていないと思っていて、そこら辺の考え方についてもきちんと触れて回答してください。いずれにしても記載が必要だと思っていますので、
1:52:09	ご検討ください。
1:52:13	はい。
1:52:15	原子燃料工業の上村でございます。承知いたしました。よく、また検討して御説明差し上げたいと思います。以上です。
1:52:31	連続焼結炉については以上になりますけど、次に行く前に何か。
1:52:39	連続焼結炉であれば、
1:52:41	よろしいですか。
1:52:43	今最後に確認ありましたけど、
1:52:47	設備の
1:52:49	記載の考え方であるとか、インターロックもそうですけど、本文に何を記載するのか、図面はどういう構成でどこに何を記載するのかという。
1:53:04	考え方を次回の面談で今、の個別の案件も含めて説明をして、個別案件の確認事項に対する回答も含めて説明をしてください。
1:53:19	特にそこについては、この全体ご自身性の代表設備の例として具体的に参考でつけていただいて使用表との関連、必要に応じて添付の説明書等、
1:53:35	一式ですね、つけていただいて、こういう構成で、ここにこういうものを書いていますということで、説明を次回面談でしてください。当然書面で回答と合わせてですね、
1:53:51	添 3-3 ですかね。
1:53:56	こういうふうにはチェック適正にしますということで説明をお願いします。
1:54:05	ご指摘の件承知いたしました。
1:54:10	はい。
1:54:14	すみません規制庁内海です。私のほうからちょっと一遍事実確認でお伺いしたいんですけども。
1:54:21	核燃料物質の貯蔵施設の仕様表 703 ページのスクラップ保管ラックF型のナンバー2-1 の関連なんですけど。

1:54:33	この使用表の 704 ページの上のほうに閉じ込め機能のどうしても使った形で記載がありまして扉を設けて落下しない中身のほかに大きい字型から貸出却下しないようにしますと書いてあるんですけど。
1:54:47	一方でとじ込み機能の
1:54:52	基本的に基本方針書後ろのほうですけど 3000 円。
1:54:55	3000、何ページだっけ、3048 ページからのこの附属書 7-1-5 落下防止の基本方針書を見ますと、
1:55:07	この保管容器のG型を使う。
1:55:12	えっとですね、3048 ページの 1 ポツの丸、
1:55:17	④ですね④のとこにペレット保管容器及び他よく地場取り扱う設備においては、水平方向の移動を防止するためにストッパーが移動または模倣知らカバーを設置するとあってこれなんでこれあのここで基本方針で G 型の保管容器を使うものはストッパかガイドか。
1:55:35	落下防止版を使うと書いてんのに扉でいいっていう
1:55:39	考え方になるのかちょっとそこがちょっとわからないので教えて欲しいんですけども、いいでしょうか。
1:55:45	はい。
1:55:46	原燃工のほうでございます。こちらの基本方針書のほうに書いてあるストッパガイド等なんですけども、これらは落下防止を主目的として、意図的に設置しているものでありまして、そういったものを記載するという整理で謙讓記載しております。
1:56:04	扉は、結果的に落下防止機能を有してはいるんですけども、その目的のためだけではないので、という形で整理そういう整理として今記載してはございませんでただ落下防止機能は有しているので、仕様書等々にはそういう記載としております。ただ今ご指摘いただきましたように、ちょっとその辺の考え方のところがわかりにくいかと。
1:56:24	いうふうに思いましたので、こちらの基本方針書の方にそういう、それを主目的としないものであっても、結果的にそういう機能を持つものについては、こちらのほうにしっかりと追記するという形にさせていただきたいと思います。以上です。
1:56:42	規制庁内海ですわかりました。
1:56:49	図表のほうで、せっかくですので、ちょっと 1 点お伺いしたいことがありまして、このページ数で 849 ページなんですけど、先ほどスクラップを簡略F型の図表がありまして、
1:57:01	この取り込みは月次飛び込みについて一応確認しときたいんですけど、扉っていうのは、当ページの左上とか右上にある開閉する図があるのか扉と思う

	んですけど、これはあれなんですけど、その下側に扉の開閉方向の下側に必ずあって、
1:57:22	開側にこんな留め具がちゃんについていてっていう形で、どういうその開閉機構があって、どういうふうにいつも施錠して、
1:57:32	施錠してるからこの落下防止というか、中身が出ないんですよって、
1:57:38	いえるのかってちょっと構造的なところをちょっと教えていただきたいんですけど。
1:57:44	原燃工小野でございます。構造としましては今おっしゃった通りの構造でございまして、この扉の下部側についておまして上部側留め金がついていて、そちらのほうは施錠する形で管理されておりますので、上の留め金としての部分で保持されるということになってございます。
1:58:02	もうちょっとわかりにくい図でちょっと小さいのでわかりにくいところもございまして、そういったところについても適宜この追加の構造等を示すような図を追加させていただきたいと思います。以上です。
1:58:14	規制庁内海です。わかりましたありがとうございます。私からはとりあえず以上です。ほかありますでしょうか。
1:58:22	はい、原子力規制庁の永井です。この時、他のスクラップ保管ラックFがたです、図面ですと 849 ですけど使用表の 703 ページ。
1:58:38	見てるんですけど、これまだちょっと審査を詳細に見てませんけど、1 点だけ確認させてください。保管容器C型というのがあるんですけど。
1:58:53	この字型の保管容器は、このなんですかね、スクラップを保管ラックF型の専用の容器として理解してよろしいのでしょうか、もしくはすでに字型として別途、
1:59:08	申請済みもしくはこの申請書の中に入っている、申請しているということでしょうか。
1:59:19	原燃工小野でございますが、こちらの字型につきましては、第一次設工認の中で申請させていただいた、
1:59:26	1 型のことでございます。こちらのスクラップ保管ラック専用というものではございません。以上でございます。
1:59:34	はい。
1:59:36	原子力規制庁の永井です。
1:59:38	わかりました。
1:59:42	何だろう、皆さんのところでは多分ないと思うんだけど同じような名前がいっぱいあるんで、これで特定できればそれでもいいかもしれませんけど。
1:59:57	どこかに何かその既認可の盤番号トレースダブるっていいですかね、管理番号があるとわかりやすいと思います。ちょっと全体を見ないでの確認でしたので、これから見ていきますけれども、

2:00:13	そういう設備機器の取り合いっていうとちょっと大げさになるかもしれないけど、特に専用の容器であればここの中、こういう設備の中で、その容器で形状なり寸法を
2:00:28	担保するんであれば当然こういう中で書いていただく、管理番号ですでに管理してるんであれば、そういう状況がわかるような形でしていただけるといいと思いますんで、次回で結構ですけれども、
2:00:44	こういう棚が今回ですね、貯蔵だなたくさん出てますけれども、専用の容器Pを使うものがあるものについてはちょっと次回ですね、これとこれは専用の容器で、
2:00:59	今回申請対象ん。その附属設備として申請してますというのがあれば、ちょっとその点は
2:01:08	次回の説明してください。
2:01:13	原燃工小野でございます。承知いたしました。
2:01:22	さて、原子力規制庁永井です。それでは
2:01:28	次にですね、さっきもちょっと確認したいんですけど、第1加工棟に関連する事実確認に移りたいと思います。
2:01:41	どうぞ。
2:01:42	本日の面談資料ですと、6番のところの回答で
2:01:53	ちょっと不明な点がありましたので確認しますんで、また5時の申請のときに審査会合でも指摘した事項なんですけど、
2:02:06	管理番号が先行申請と異なる
2:02:10	番号となっておりますっていうことでお伝えしたんですけど、もともと異なる番号としてなっていた理由ですね、これを説明してください。管理番号を何か変更しなければいけない。
2:02:27	という理由があったのか、単なる誤記であったのか、そして今回どう補正したっていうのかという、どういう考え方で記載して補正したのかという経緯を簡単に結構ですけど。
2:02:44	その説明をしてください。
2:02:49	原子燃料工業の岡田です。この消火栓の管理番号につきまして当該の消火栓、1000 あのまま第1加工棟の附属設備で今第1加工棟の終了に規制をしていく。
2:03:06	で、第三次設工認で認可を受けた状態のものでした。第三次設工認で認可を受けた資料では第三次設工認で開設する消火栓の管理番号、それを8012-三番。
2:03:22	それと、

2:03:24	第 5 次
2:03:25	設工認で適合性を確認する予定としているところでの管理番号。
2:03:32	である 8012-2。
2:03:34	低下にも、
2:03:36	の二つを併記しておりましたので、第 5 次設工認では第三次設工認で解説して消火栓を 1012-三番は終了の最終形としては仮施設のものでしたので、
2:03:54	最終的には残らないと考えてその記載を削除したことが消火栓の管理番号変更したように見えておりました。
2:04:03	その要領の記載を、まず今その補正ではですね、既認可の状態に戻して許可の管理番号に変更がないことを明確にするとともにですね。
2:04:18	8012-2 の
2:04:23	第 5 次設工認で適合性を確認する予定の管理番号を持つ消火栓が第 5 次申請の補正申請対象であることを明確にするために、今回補正では当該箇所の下線を
2:04:39	引いて。
2:04:40	おります。
2:04:46	以上です。
2:04:49	はい、原子力規制庁の永井です。そうすると、今申請書の 746 ページの
2:04:58	どこの申請に係る設備機器の名称の欄に今回の補正ではほぼ下線が引かれて 8012-2-2 として消火設備の屋外消火栓が
2:05:13	記載されているんですけども、これは仮移設の番号なので、最終的には、
2:05:22	この番号の消火栓はもう、
2:05:25	もうっていか最後は、その設備としてはなくなってなくなってなくなってっていか 8012-3 ということで、3 の屋外消火栓として本設といいますかね。
2:05:42	あのもとに設置して、もっとかどうかわかんないんですけど、最終的な位置に設置して適合確認をすると。
2:05:51	ということになるんでしょうか。
2:05:56	まずはその点についていかがでしょうか。
2:06:01	原子燃料工業の岡田です。今の点につきまして、今回下線を引いてる方の差 1012-2 がですね、仮施設の状態から復旧して、最終的に本設として、
2:06:17	適用確認を受けるためのここが消火栓全体の管理番号を示しておまして、逆にかさ引いてない方ですね、官製 22-3 のほうが、
2:06:32	第 3 次申請におきまして仮施設として、
2:06:39	技術基準に基づいて
2:06:44	移設するという方の設備でございますので、8012-3。

2:06:52	そのほか、最終的には、
2:06:54	8012-2 のほうに救急
2:07:00	取って変わってません 10-3 のほうがなくなると。
2:07:04	ということになります。
2:07:07	はい。原子力規制庁永井です。わかりました。そうすると、すみません私の勘違いで番号が逆でしたけれども、そのことをどういうふうに
2:07:22	記載すればいいのかということ、先ほど第 1 加工棟についても、次回その他、考え方をね、整理してまず、
2:07:35	そういうケースについては、どう記載するのかというのも、あわせてですね、次回説明していただきたいと思います。このケースは確か第 4 次設工認でも第 2 加工棟の屋外消火栓で
2:07:52	同じようないわゆる仮移設で番号をとって戻すときにはまた別の番号で戻ってくるような設計があったと思いますので、要するにどういうふうに考えて最終第 5 次ですので、途中段階だったのは途中段階として、
2:08:12	最終的にどう言う形になる。
2:08:20	するのかということですね、どう補正するかってのはちょっと置いといて、イメージ最後新規制基準にこれで適合しましたというときに、途中段階のですねなんか工事の方法の番号のために、
2:08:38	取るような番号までこの使用表に残すべきなのかということをよく考えていただいた上で、何か説明を加えつつ、何か削除する方法であるとか、もしくはこのまま残すのであれば、
2:08:54	そういうことがわかるようにするとかですね、この第 1 加工棟は一つの例ですので、前回の第 2 加工棟についてもおそらく同じような事象が発生してくるんじゃないかと思いますので、考え方を整理して、
2:09:09	次回説明してください。
2:09:14	原子燃料工業の岡田です。フィニッシュイメージを書きながらですね、どう整理しているかというところを次回面談で説明したいと思います。
2:09:28	承知いたしました。
2:09:31	はい、原子力規制庁の永井です。
2:09:37	それからですね。
2:09:39	消火栓については以上ですね。
2:09:44	それから次に、7 番目。
2:09:49	のを確認になりますんで、
2:09:55	7 番目はですね、これ
2:09:58	今資料 H-21019 のほうを見てますけれども、



2:10:04	今回ですね、多いしょうということで
2:10:10	防護扉、
2:10:13	の仕様書の書き方なんですけども、先ほどもちょっと確認したんですが、
2:10:21	どう。
2:10:24	この扱いについてですね
2:10:29	回答欄のほうはちょっと
2:10:35	なんかもとに戻して適正化済みと書いてあるんですけども、本当にその元に戻る。今の元に戻すだけでいいのかですね、それ考え方として、許可で記載したのものについては、
2:10:51	きちんと使用の申請対象として記載して使用表にも記載した上で、建物と一体とした構造とするとなっているのであれば、同じ仕様表に確認して、
2:11:06	きちっと信用、
2:11:10	設工認の申請して認可を受けているということがわかるようにしてくださいということです。ですからこの点についても、その次回面談ですね、どういうふうにするのかということ
2:11:26	説明をするようにしてください。
2:11:31	原子燃料工業の岡田です。こちらにつきましては第2加工棟での緊急設備の扉のこともございますのでそちらとの横並びというところも考えた上で、先ほどの消火栓同様ですね。
2:11:47	仕様表のフィッシュンイメージとしてすることが適切なのかということを使う考えた上で、面談で説明させていただきます。
2:12:00	はい。原子力規制庁の永井です。引き続き第1加工棟の仕様表の関係で、確認をさせていただきます。
2:12:27	すみません、規制庁永井です。あとはお伝えだけしときますけれども、
2:12:37	この面談資料のH21019の回答はランダムになられるということで藤原さんから説明ありましたけれども、一応
2:12:48	そういう主旨がわかるような形でちょっと回答のほうに記載しておいていただければと思います。
2:12:56	それからですね第1加工棟の
2:13:03	事例ですね、
2:13:06	確認をされていて、まだわからない点がありまして、
2:13:10	ページてきますと、
2:13:14	はい。
2:13:19	756ページ等、
2:13:23	ですかね、757ページからがいいと思います。

2:13:28	757 ページの
2:13:31	第 1 加工棟の仕様表及び表の 3 時の表閉 2-1 で一番下にですね欄外の注記の 17 番で通信連絡設備の所内通信連絡の電話交換機は、
2:13:49	次回以降の申請で適合性を確認すると入っておりますけれども、これはもう第 5 次申請ですので、これを残している理由とですね。
2:14:05	ちょっとうん何かいいとして残しているのかもしれないもしくは何か修正を忘れているのかちょっとその辺の経緯というか、理由を説明していただけますでしょうか。
2:14:18	原子燃料工業の後藤です。こちらの記載につきましては既認可の仕様表を変更しないというふうな観点で
2:14:32	そのそのまま
2:14:34	の文言を尊重して記載はもとのままにしているというのが事実でありまして、こちらの
2:14:46	等への記載の箇所につきましては、
2:14:50	第三次設工認申請から見たら、次回、
2:14:55	以降ということで、
2:14:57	同じ第 5 次設工認に当たりますので、その辺りも今回第 5 次申請で、当該の箇所を刈りとるといふ。
2:15:09	申請内容になりますので、最終的な
2:15:14	或いは
2:15:17	この第 5 次申請で
2:15:21	そういう設計を行ってますということがわかるような記載に、
2:15:29	適正にするということが最終的な使用表ということで、
2:15:38	想定で適切かなと考えておりますので、こちらのほうも先ほどからのものとあわせまして、どういう記載が適切なのかということを検討いたします。
2:15:55	原子力規制庁の永井です。次回の面談でそのところは、最終のイメージを踏まえて記載していただきたいと思っておりますので、1. 改めてお伝えしたいのは、既認可のものからについては、設計の仕様を
2:16:16	変更しないことというのは確かに申し上げたんですか、これは既認可のものでありますので、先行した 3 次申請で認可を受けたものについては、当然それをもって、使用前事業者検査であるとか、適合確認をし、皆さんも進めるわけですから、
2:16:37	第 5 次とかですね、変えてしまうと、それまでの基準がぶれてしまうので、変えないようにという趣旨でお伝えしたものです。ですから、もともとその 3 次の終了で、

2:16:54	この(17)というのは、次回以降申請する予定の注記を飛ばしているの、当然5次については、何らかのアクションがなければおかしい話になりますので、この17-注記のもとを見ると、756ページの
2:17:13	通信連絡設備の箱の中の真ん中辺の下ですね、ちょうど下線が引いてありますので、8007-16の通信連絡設備と所内通信連絡設備電話交換機の(17)でありますけど。
2:17:32	当然その本文には下線が引いてあって、今回の申請箇所になっているので、こういうセットで変える記載を修正する場合にはですね、所定のルールがある。いわゆる下線を引いて、
2:17:47	申請するということがありますので、今の1例ですと同様なものがないかですね、当然確認するんですけどもまずはこの申請書、この第1加工棟の仕様表の中でどういうふうに
2:18:04	考え方で整理していくのかということをお次回説明するようにしてください。
2:18:11	それからですね。
2:18:16	もう1点ちょっと個別のケースで確認したいと思うんですけども、
2:18:24	ちょっと安全、安全機能を有する施設14条の
2:18:29	これは755ページの使用表なんですけれども、
2:18:36	14.1-B1と14.1-F1という資料を
2:18:44	設計仕様を書いてありましてこれは第2項も同じなんですけど、
2:18:51	今回ですね。
2:18:54	14.1-F1だけに下線が引いてあって、設計仕様のところは全部下線が引いてありまして、これはですね、いわゆる今回5次で
2:19:09	認可を受けようとする仕様と3次ですでに認可を受けた使用というのは何かその違いをどういうふうに識別
2:19:21	すればいいかっていうのは内部検討されて、このような形になってるんでしょうか。どういう
2:19:28	ふうに考えればいいのかっていうのをちょっと説明していただけますでしょうか。
2:19:34	原子燃料工業の岡田です。こちらにつきましては、14.1-F1のほうだけに線を
2:19:44	言っているということをおつきましては、この安全機能処施設の
2:19:54	の設計にあたるものを
2:19:58	はダイニク第1加工棟のその附属設備に対してもこれ適用する内容であって、第1加工棟の第三次申請の中、
2:20:13	認可を受けようとする設備については、

2:20:20	すでにこの記載で、適合確認を受けているというものなんですけれども先ほどのおかり節から本設するための屋外消火栓については、今回の本設
2:20:36	そのときに、この同じ条項
2:20:39	この 14 条の 14 の上の記載を 2 的。
2:20:46	どうしているかどうかということを対象にすべきすべき。
2:20:54	であるということで実家いい。
2:20:57	以降の申請の中にこの安全機能する施設のことも含めておりましたがゆえに、今回下線を引いているという状態になっております。
2:21:10	原子力規制庁の永井です。ここ非常に難しいんですけど安全機能を有する施設の記載はちょうどこの申請書であの建物第 1 加工棟の建物本体のほかにも、
2:21:26	全部の共有、共通した記載になってますので、私のほうでもこれ第三次設工認のときにどういうふうに書いてあったかっていうと、この 14.1-B1 と 14.1-F1 は、
2:21:44	もう少しこの通りの記載がですね、そのまま書いてありますので、ただそこになお書きで、屋外消火栓については次回以降申請確認するという記載がありましたので、ですから、屋外消火栓について、今回申請するのであれば、何かこの資料 1 工夫。
2:22:04	していただいて、もう 3 次で認可を受けたところは変えないということで、仮に同じ番号を振って、再度確認しても、括弧 5 次とかですねそれは対象は屋外消火栓についてだけ今回 5 次で
2:22:22	対象にするということが何かわかるような工夫をしていただかないと、既認可のものまで全部が何かしら書ききされてしまうようなものと誤解を
2:22:38	受けてしまいますので、何が対象かということをお 5 次のところには、わかるような形で記載していただきたいと思っておりますので、個々の事例でちょっと水平展開といいますか資料間の
2:22:54	整合性を確認していきたいと思うんですけども、
2:22:59	これはいわゆる刈り取り表というのがあります次回以降申請したのを今回
2:23:10	いわゆる刈り取っていくということで、それがですね、
2:23:17	2707 ページですかね私が説明するのもあれなんですけど、2707 ページを見るとですね。
2:23:27	はい。
2:23:39	すみません 2707 ページから始まるんですけども、消火栓の話は 2711、
2:23:53	1 ページですかね。
2:23:55	違うの、すみません、何ページ。

2:23:59	安全機能ですから、すいません 2714 ページ。
2:24:04	の記載になりますので、ここで、
2:24:11	3 次申請を今回借りとるっていう記載になってるんで、ここの関係で今回のです ね、申請対象が何かっていうの仕様表にて、もうわかるように記載していただ いて、
2:24:27	お伝えしたいのは、最終フィニッシュイメージ最終の形として、3 次ではほぼす べてのものが認可を受けてるんで特別書く必要もないんでしょうけど、5 次で 受けたものはこれですっていうことは、
2:24:44	わかるような形で使用表も、
2:24:48	工夫していただいて識別をしていただくように検討してください。
2:24:59	原子燃料工業の岡田です。本文にですね、ちゃんと認可を受ける範囲でわか るような記載を検討いたしたいと思います。
2:25:14	はい、原子力規制庁永井ですので、本日ですね、いろいろいくつかの事例で 確認してきましたけれども、それらも踏まえまして、仕様表に記載した。
2:25:30	設計にですね、今記載事項ですね、に修正が必要な箇所をまず特定してい たいて、変更内容ごとに識別
2:25:45	指定でした資料を作成して次回の面談で説明をしてください。その識別の方法 なんですが、すでにその刈り取り、前回、3 次で次回以降申請として、
2:26:00	いるものについて、今回申請が出るものは、下線が引いてありますので、そ こは下線でいいんですけれども、それ以外の箇所でですね、先行申請して
2:26:17	それ以外の識別の方法の例として、例えば先行申請して認可を受けた設計か ら変更がないものはもともと何もしていないので、何もしないままの資料表にな るのではないかと思いますので、
2:26:34	それから先行申請して、その次回以降申請とした設計を今回申請するもの については、今伝えた通り下線。
2:26:45	ですね、この下線したものについては必ず次回更新したいいわゆる刈り取り表と 整合していることというのが確認する必要がありますので、皆さんのほうで確 認をしてください。
2:27:02	それから、次にですね、先行申請した仕様表に
2:27:10	に対して何か記載漏れがあったりしてですね、今回、追加の設計を記載するも の文言も含めてですけれども、これについては、何か違う識別をしないと。
2:27:26	下線だとですね、それは時前回からもわかって今回借りとるものとは識別する 形です、例えば何か二重下線を引くとか何かこう直さなければいけないと いうのが、
2:27:43	再確認の結果出てきてんであれば、そういう形でちょっと説明をするようにし てください。

2:27:51	これは今の追加なんですが、先行申請して次は
2:27:57	先行申請して認可を受けた設計の記載に何か誤りが見つかって修正が必要だということについては、多分、個別に何か確認をしなければいけないと思いますので、
2:28:12	その部分については、赤いマーカーか何かしてですね色分けをして
2:28:22	次回の説明をしていただきたいと思います。
2:28:29	それからですねその他今日も確認した中で、メーカーのいわゆる外扉が記載がない点についてもどういうふうに直してって、本当に何か。
2:28:44	設計仕様そのものがもう既設であるとかという理由で書いていなかったのか、何かもうすでに認可を受けた設計としてはきちんと位置、構造強度とか、外扉ですので、外部衝撃にもちゃんと耐えるように、
2:29:02	なってますって申請がされていたんだけど、仕様表の
2:29:10	設備の管理番号として記載し忘れていたというようなものとか、今いろいろあると思うので、いくつか分類して、次回ですね、まずは、今現状どうなっているのかっていうのを、
2:29:25	説明していただいた上で、まずそれとは別にというかそこで維持それ裾野色別にするのは、今の第1回補正をベースに色で分けた上で、
2:29:40	本来あるべき姿がどうかっていうのをあわせて別な使用表として、こういう考え方で記載していくとこうなりますというもので説明していただく考え方とセットですね。
2:29:57	説明をしていただければと思いますので、その考え方は整理されればあとは他の第2加工棟であるとか先行申請したのもそうだし、今回新たに申請したのものについても、共通の考え方で
2:30:15	使用表なり、図面の記載、それから、添付の書類が整合のとれたものであるということですね、確認できるようになりますので、次回、
2:30:30	そういう資料ですね、ちょっと考え方を
2:30:33	説明していただきたいと思います。
2:30:40	原子燃料工業の岡田です。承知いたしました。
2:30:44	はい。
2:30:45	原子力規制庁の永井です。個別の確認以上になるんですけども、本日は最初にお伝えした通り、今回第5次の設工認申請が前半申請の最終となりますので、
2:31:03	三つの観点ですね。
2:31:05	もう一度お伝えします。

2:31:18	三つの観点ですね全体を通じて申請されるべきすべての建物構築物設備機器が申請されていることでこれは、
2:31:34	許可の安全機能や建物構築物であるとか、安全機能を有する施設として記載があるもの。
2:31:44	これについては、皆さんの中で、どこに記載があるのか。
2:32:10	いわゆる管理番号のリスト化ありますから、例えばここに記載のあるものは全部申請書に1次から5次のどこかで1回もしくは分割したら、
2:32:26	2回3回になるかもしれませんが、きちんと提出されていると、漏れがないということを確認して
2:32:36	説明をしてくださいということです。
2:32:38	それから二つ目として、
2:32:47	許可に記載した設計方針にしたかったものであり、技術基準に適合した設計であることということについては、
2:32:57	ですね。
2:32:59	まずは申請漏れがないかというのは2394ページからのこの各設備機器ごとに適合条文、
2:33:10	があるところに丸印が記載してある通称星取表と言ってますけれども、ここですべて刈りとられているということを説明していただきます。
2:33:26	してください。特にその具体的な内容については各仕様表に当然記載があるはずですので、その該当するところに丸だけしてあるんだけど仕様表見たら何も書いてないとかですね、そういうような不整合は、
2:33:44	ないということをよく確認した上で、再確認して説明をするようにしてください。
2:33:52	あとはですね、設計上のその不整合が生じていないことということで、今日も連続焼結炉で
2:34:06	排風機に接続しているようなフードがあったりしましたがけれども、設備の取り合いであるとか、それ以外にも粉を扱うようなフードボックスであるとかそういうものの機能性能も、
2:34:21	排風機に依存して取り合う設備については、その相互に取り合い点が明確になっても相互に機能がちゃんと可能なんですかね、負圧を維持するだけの能力を
2:34:38	排風機が持っているかとか、そういう観点で見て再確認していただく全体を通して再確認していただいて、そういう再確認した内容を含めて、
2:34:54	報告をするようにしてくださいって、次回の面談では、どういう観点で確認したのか、もしくは確認、今しているところなのか、もしくはこれから確認しようとしているのかという、観点を、

2:35:12	まずは説明していただいた上で、現状の第 1 回補正では記載がありませんので、
2:35:21	もう一度ですね、
2:35:25	補正していただいて、その際には、添付書類として皆さんが最終の
2:35:35	第 5 次申請として技術基準に新規基準に適合した設計であるということを保証するといえますかね、社内でこういうふうに確認して保証しましたということの説明した上で補正をするように、
2:35:53	してください。
2:35:55	私からお伝えしたいのは以上になります。
2:36:07	原子燃料工業の藤原でございます。ただいまの御指摘の 3 点ですね、承知いたしました。
2:36:13	次回、回答させていただきたいと思います。以上です。
2:36:23	はい、原子力規制庁の永井です。全体をこちらからお伝えしたい点以上あったんですけど後許可との整合の関連で、
2:36:34	何かありましたら、
2:36:36	お願いします。小澤さん、何かありますか。
2:36:41	規制庁小澤です。そうしましたら、許可との整合性の説明をされているところが、参考資料 1、
2:36:55	2337 ページ以降で説明されていると思うんですけども、そこについて何点か。
2:37:02	コメントというか考え方について
2:37:07	こちらから説明させていただきたいと思います。
2:37:12	2339 ページなんですけれども、
2:37:18	まず資料のほうは大丈夫でしょうか。
2:37:25	はい、原子燃料工業藤原です。準備できております。
2:37:29	そうしましたらまず 2339 ページの二つ目の欄に書かれている事業許可との整合性というような一番右側のところの説明です。基本的に事業許可に書かれている本文の記載事項というのは、
2:37:46	守るべきものですので、そのところを事業者の判断で記載を変更するというものであればですね、事業許可の変更手続きをしてください。
2:38:00	ここはもう約束事項ですね。
2:38:03	基本的に変更できるものではありませんので、まずそれを認識してください。
2:38:09	で、その上で、まず 2339 ページのそのところについては、
2:38:17	事業許可との整合性で、説明されている研削タンクっていうのと、回収装置ですね、研削くず回収装置っていうので、こういった意図してそういう安全機能を



2:38:35	記載しているっていうことであればですね、設備の部分のとり方とかですねそういうところを今一度見直した上でですね、許可の通りの申請になっているっていうことを考えてですね、それが説明できるのであればそのような申請にしてくださいということです。
2:38:57	まず1点目理解できたでしょうか。
2:39:04	原子燃料工業の藤原です。承知いたしました。
2:39:08	続いて2点目なんで規制庁小澤です2点目なんですけれども、2340ページの火災等による損傷の防止の感知器の説明のところですか。
2:39:23	これ警戒区域のところ、これは一番右のところの事業許可との整合性の警戒区域の説明なんですけれども、管理区域の別により区域を分類したっていう整合性の説明にそれを書かれているんですけれども、これはもともと許可でもそれを踏まえて、
2:39:42	管理区域の
2:39:47	別により区域を分割したって同じ説明をされている、警戒区域はもともとそういうことで設定しているんじゃないんですかというところで説明になっていませんので、別途詳細に何かを確認してっていうところの記載、説明が抜けていると思いますので、
2:40:04	追記をするようにしてください。
2:40:13	原子燃料工業の藤原です。承知いたしました。
2:40:20	続きまして、
2:40:24	下の欄ですね、その下の欄は次のページ、2341ページにかけて説明されているところなんですけれども、
2:40:35	事業許可整合性でその次のページに書かれている配置の説明のところですか。
2:40:43	これは耐震重要度分類第3類による固定方法変更に伴う配置の見直しっていうようなことなんですけれども、これは
2:40:56	固定方法を変更するというような見直しを行ったっていうことなんですか。
2:41:03	ちょっとこれ確認です。
2:41:11	原子燃料工業の井上でございます。
2:41:16	3類固定をするために、固定方法変更、現状より変更するんですけど、それに伴って
2:41:26	設置場所をちょっと変更する必要があるということでございます。
2:41:32	規制庁小澤です。そういうことであればその旨がわかるように記載説明をしてください。
2:41:40	原子燃料工業の井上でございます。承知いたしました。
2:41:52	規制庁小澤です。続きまして、2342ページです。

2:42:03	少々お待ちください。
2:42:14	このところも、一番初めに確認させていただいた内容と類似なんですけれども、事業許可との整合性のところでポツの一つ目のところですね。
2:42:31	加工事業変更許可申請書P43の記載はっていうところから始まり、
2:42:39	必要な場所に設置することを示しておりて各建物が書いてあって、必要な場所に設置することを示しておりっていう記載があります。
2:42:48	基本的に考え方がそうではなくてですね、ここに書かれた建物には設置してくださいということでそういう約束なので、
2:42:56	そういうことを事業許可の本文では記載しているものですね、その上でですね、
2:43:06	説明の仕方としてですね、加工事業変更許可のところの基本方針に書かれているこの内容を踏まえて、
2:43:15	実際には設置するっていうことを基本設計に書かれているP43のところにかかれたと思うんですけども、
2:43:24	基本方針に書かれている内容を踏まえて、事業許可においては
2:43:35	建物等に設置する予定だったんだけど、詳細設計を踏まえると、その必要がなくてというような流れであればそのような説明を事業許可との整合性のところで説明してください。
2:43:52	趣旨は理解いただけたでしょうか。
2:43:57	原子燃料工業の藤原でございます。承知いたしました。
2:44:08	規制庁小澤です。続きまして、2342 ページのですね下の欄から下のところ、次のページにかけてなんですけれども、
2:44:22	次のページの 2343 ページの事業許可との整合性のところの説明の一つ目のポツのところでした、
2:44:31	こちらは
2:44:33	加工事業変更許可申請書においては、第 1 加工棟の消火可能な屋外消火栓を示したが、本設計本設工認申請書において、
2:44:46	加工施設全体の屋外消火栓、さらに第 1 加工棟用の消火栓を明確にしたっていう記載になってますんで、この説明に対する添付の図の説明が変更前変更後ということで、
2:45:03	後ろのほうに記載していただいていると思うんですけども、
2:45:09	2380 と 2381 で、変更前変更後というところで別途記載がなされてると思うんですけども、この図を見て、今の説明のところが
2:45:22	理解できません。

2:45:25	加工施設全体について説明しているというような図にまず 2381 ページの図が変更後の図がなっていないのではないかといいるところです。また、第 2 加工棟については屋外消火栓というよりも屋内消火栓で対応するという整理をしたんではないんですかっていうところで、
2:45:45	そういうところも含めてですね、きちんと説明が添付図も含めて説明が通るような説明を、2343 ページのところにしてください。
2:45:57	私の発言の趣旨は理解していただけただけでしょうか。
2:46:04	原子燃料工業の藤原でございます。このところの説明がですね、ちょっと丁寧さに欠けて不十分でございますので、もう少し丁寧に記載させていただきたいと思えます。はい、承知いたしました。
2:46:20	続いて、規制庁小澤です。続きましてその下なんですけれども、火災等による損傷の防止、屋外消火栓の話のところでは、
2:46:31	ここの約束事項として、許可の基本方針のところには、これこれの設備を設置するというのは消防法に基づき設置するっていう約束をまずされてます。
2:46:43	その規模方針を踏まえて、基本設計これも本文ですけれども、第 2 加工棟に消火栓、これ屋内に設置するもの、あと屋外に設置しますよという約束をされてます。
2:46:59	そういう約束事項を踏まえて、ませ詳細設計の設工認になるんですけれども、もともと消防法に基づいて設置しますよっていう約束に基づいて、ここで言われている第 1 廃棄物貯蔵棟だとか、
2:47:17	第 3 廃棄物貯蔵棟
2:47:20	は、
2:47:23	もともとその屋外消火栓を配置する必要がないというところだと思うんですけれどもそうか、これはあれですね先行事例の事業許可と変更の記載を踏まえて、類似の説明をされてるという理解でよろしいでしょうか。
2:47:42	原子力藤原です。ご理解の通りでございます。はい。
2:47:48	規制庁小澤です。承知しました。そうしましたらこのところ結構です。続きまして、その次ですね、2345 ページなんですけれども、
2:48:00	溢水のところですね。
2:48:04	溢水違います、すみません、火災等による損傷防止のところですね、2345 ページに記載されている基本設計、
2:48:16	に書かれて具体的な数値は事業許可申請書に記載されている内容という理解でよろしいのでしょうか。
2:48:26	原子燃料工業の藤原でございます。ちょっとこの記載がですね十分じゃないところがあってですね、前のページにですね、別. 5g量(口)-2 って書いてますけど、これが、

2:48:45	添付資料の番号でございまして、ページでいくと事業許可のですね。5 別 1-7 ページですね、こちらのところに 1 点表 2-2 というのがございまして、こちらのところにはですね。
2:49:01	爆発限界 5.3、ボリウムパーセントとかですねそういったものを記載がされているところでございます。
2:49:12	以上です。
2:49:14	規制庁小澤です。わかりましたそうするとこられる個々の数値というのは、当事業許可申請書に記載されてる数値でもう 1 点。
2:49:25	なんですけれども、設工認申請ではっていうと、
2:49:31	ところで、一番右側の事業許可との整合の説明のところの三つ目のポツなんですけれども、都市ガスの爆発限界濃度を電気設備防爆指針の値により、より保守的な値に変更したっていうのは数字を見ると、より保守的なところへ変わっているというのはわかるんですけれども、
2:49:52	もともとの出典が何だったのかというところ。
2:49:57	事業許可申請書に記載されているんでしょうか。
2:50:04	原子燃料工業、藤原でございます。少々お待ちください。
2:50:18	すいません、原子燃料工業藤原です。
2:50:21	ちょっと元の出所というのはちょっと確認がいまだできてないんですがもともとようようないろいろな範囲が値がございましてその中の
2:50:36	真ん中の辺りといいますか、いくつかある与えの一つを取ったというところでございますが、ちょっとそこはまだちょっと調べ確認ができてないところでございます。
2:50:46	最終的には設工認の詳細設計中ではですね。より保守的な最も厳しい値を採用し直したというところでございます。以上です。
2:50:59	規制庁小澤です。わかりました。その点
2:51:04	説明はコメント回答の説明で結構ですので、どういうものを採用し変更したっていうところを回答していただくようお願いいたします。
2:51:17	原子燃料工業藤原です。承知しました。
2:51:22	規制庁小澤です。続いて 2346 ページなんですけれども、これちょっと確認なんですけれども、本件内容はプロパンガスを用いるものから電気のものへ変えるっていうところは理解するんですけれども、
2:51:44	事業許可との整合性の説明のところの 2 段落目のところですね。
2:51:51	はい。

2:51:52	検知機構という、これらの2段落目の下から3行目辺りからこれらの設備が設置を行わないというのが当該部分を無くせば当然なくなりますよっていうところは理解するんですけども、
2:52:10	プロパンガスにしてもその電気式にしても、この機構が機能喪失したときに、もともとその供給しているアンモニア分解ガスだとか水素ガスってというのは、
2:52:27	供給を停止に行かないんでしょうか。
2:52:32	原子燃料工業の藤原でございます。取事業所の場合はですねプロパンガスの方が止まったからといって、焼結炉のほう、その供給は止まらないような構造になってます。あくまでもプロパンガスを停止する。
2:52:49	ということはですね、どこが配管で漏れている可能性がある。
2:52:54	で、緊急遮断弁で持とう止めるという発想でございまして、
2:53:00	でございます。以上です。
2:53:03	規制庁小澤です。そうしますと、個々の安全機能が
2:53:10	その機能が喪失したときに、アンモニア分解ガスだとか水素ガスだとかが若干漏れいし始めて結果として漏れい検知器により検知されるってというようなところになるのかもしれないですけども、
2:53:28	そこの、そういう観点で問題ないのかですね、というところの説明をですね、技術基準を踏まえて作業性だとかも含めて問題ないというところを、説明資料で御説明いただきたいと思います。
2:53:47	原子燃料工業の藤原でございます。承知いたしました。
2:53:57	続きまして、規制庁小澤です。2340。
2:54:04	これ7ページです。
2:54:07	これも最初のコメント等類似なんですけれども、耐震重要度分類について、
2:54:16	これ本文記載事項で第2類と記載されているもので、添付では同じものが第1類と記載されましたっていうところで、本文記載どおり第2類ですっていうことであれば、第2類で設計してくださいっていう話になるんですけども、
2:54:32	まず本文記載事項との関係で添付のところにこう書かれている耐震重要度分類は本文に書かれているものよりも幾つかこう多く記載されているんですけども、こちらのほうですね、本文記載事項等を添付に記載されているところっていうのは整理
2:54:53	してですね、
2:54:55	記載の内容がこうなっていて実態どう最終的にこうなるんだっていうようなところを整理してですね、説明のコメント回答の説明資料で結構で、まず説明していただくようお願いします。
2:55:10	原子燃料工業の藤原です。承知いたしました。

2:55:16	はい。
2:55:18	続きまして、
2:55:26	次のですね、2347 ページの
2:55:33	火災等による損傷の防止の火災区画の変更ですかね、火災区画の変更のところなんですけれども、こちらも事業許可との整合性の説明のところですね。
2:55:47	基本的に事業許可の本文記載事項は守っていただく事項ですので詳細設計で、より保守的に細分化してっていうような内容で火災区画をふやしたという内容だとここは認識しますけれども、
2:56:03	そうであればそういう説明にしてください。
2:56:07	説明文章からそういうことが読み取れるような記載にさせていただきたいと思います。
2:56:14	よろしいでしょうか。
2:56:19	原子燃料工業藤原です。承知しました。
2:56:22	はい。
2:56:25	続いて次のページの下の段落のところなんです、これも今の類似しているものなんですけれども、内容としては、
2:56:43	当事業
2:56:48	許可との整合性の説明のところに
2:56:54	内部火災影響評価ガイドではっていう説明から始まってんですけども、この説明のところがまず理解できません。というのは、内部火災影響評価ガイドを踏まえて、事業許可で基本方針に書かれてる内容だとか、
2:57:11	基本設計に書かれてる内容を約束したわけですから、その記載事項に対してどうなのかっていうところを説明してください。
2:57:21	また1点ちょっと付け加えさせていただくと、火災影響評価ガイドのところ、確かに火災区画については、
2:57:31	区画境界の全体をですね、
2:57:36	ここに書かれているような耐火壁等で囲む必要がないっていう記載が確かにございます。ただし、その趣旨のところは、結果としてそうであったとしても、守るべきものが何なのか。
2:57:52	ていうところに対して影響がないという評価を行った上でというのが、前提にあると認識してございますので、ここのところもこういう説明をするのであれば、そういう記載というか評価をして問題ないのでというところの説明が必要になります。
2:58:09	ただし、ここのところは、まずそれより以前ですね、許可で約束した事項に対してどうなのかっていうところを説明してください。

2:58:20	よろしいでしょうかね。原子燃料工業藤原です。
2:58:24	ご指摘の点を承知いたしました。
2:58:38	規制庁小澤です。
2:58:41	続いてちょっと飛ぶんですけども、2351 ページ以降が溢水の話の説明されていて、これあの最後の説明の締めくくりのところ 2353 ページのところですけども、
2:58:55	本申請での再評価等事業許可との整合性の最後の説明のところですね、本申請での再評価の結果、各区画の最大水位に大きな変更はないので、こう整合しているというようなトーンの記事が、
2:59:12	なされてるんですけども、説明としてはそうではなくてですね、大きな変更がない結果としてその最大没水水位を超えることがないということで、
2:59:26	その説明が必要だと思いますので、説明のほうの仕方のところですね、いま一度確認していただいて、どこまで説明すれば整合性の説明がつかのかというところを踏まえてですね、追記していただくようにお願いします。
2:59:43	原子燃料工業藤原です。ご指摘承知いたしました。
2:59:53	規制庁小澤です。
2:59:57	はい。
3:00:00	それぞれについて、
3:00:02	2354 ページの下側のところですね。
3:00:07	こちら一つ目の確認と同じ内容ですので、こちらの事業許可との整合性の説明もですね、あの基本方針を踏まえて基本設計の記事がこうなっているっていう事業許可のですね、それを踏まえた上で、詳細設計で、
3:00:24	この場合はウラン粉末を取り扱う設備機器が結果としてはありませんので、
3:00:31	設置する必要がありませんでしたっていう流れがわかるようにですね、説明してください。
3:00:40	原子燃料工業藤原です。承知いたしました。
3:00:47	規制庁小澤ですね。
3:00:49	続いて 2355 ページのですね、下側説明のところですよ。
3:00:58	こちらのほうも、今のところと、同内容というか説明のところをきちんと説明してくださいというところなんですけれども、この設計基準事故を
3:01:11	考えると、まずこの設備機器な第 2-2 のペレット室と 2 の
3:01:21	混合室の境界のところに設置されているということだと思うんですけども、実際設置されている第 2-2 のペレット室だと、で影響の範囲というところを、設置位置を
3:01:33	踏まえてですね、

3:01:35	設置状況を詳細設計で踏まえると、第2-2の混合室へと広げてですね影響範囲を考慮しますよってというような内容であればですね、読み取れるような説明にしてくださいというところですね。
3:01:55	原子燃料工業の藤原です。プレスの実際の配置等も含めまして影響の部分ですね、そこをきちっと示したいと思います。以上です。
3:02:10	規制庁小澤です。続いて、あと最後、図面のほうなんですけれども、
3:02:18	2368ページと2369ページというのをとか見ていただきたいんですけど、
3:02:30	ここで変更前変更後で中二階のところですね、図面だけを見ると、
3:02:38	同じ平面図になっていないように読み取れるんですけど、これは1階から2階で吹き抜けのところを変更後ではこう読み取れるようにしているということであればですね。
3:02:56	この図面上で読み取れるように記載していただくようにお願いします。
3:03:05	原子燃料工業の藤原です。承知いたしました。
3:03:08	それとですね。続いて2370ページ等、
3:03:14	2371ページの発信器、
3:03:20	その関係の変更前後の比較図なんですけれども、一部を見るとですね変更後のところで変更前で変更されているのかどうかというのがこの図面だけを見ると、読み取れないところが数ヶ所あります。
3:03:38	これは実際図面
3:03:42	上では読み取れないのかもしれないですけども実態としては若干多分位置を変更しているということで、と理解しましたけれども、その認識で間違いなければこれ確認事項ですので、そういう認識で問題ないんでしょうか。例えばですね、1階平面図の
3:04:00	上の二つ目の部屋左から二つ目の発信機なんかは変更前後で見ると同じような位置に発信機がついているように見えるんですけども、若干これも変更されているという認識でよろしいですね。
3:04:18	原子燃料工業の藤原です。先ほどもちょっと説明のところであったんですけど耐震重要度分類の第3類を確保するためにですね、若干場所を移したというのがございまして、この図面上ではですねほぼ同じような位置にあるんですけど、実際はですね。
3:04:37	映してるといったところがございます。以上です。
3:04:41	規制庁小澤です。わかりました。それであれば確認ですので結構なんですけれども、ちょっと図上ではほぼ同じ位置にあるので読み取れなかったのが念のための確認しました。なのでここに書かれている、変更後のところで四角にこう設定いただいとところが間違いなくずれているということであれば、
3:05:01	そのように理解しますので、



3:05:05	今念のため確認いただいて、変更がないようであればってところを念のため確認してください。
3:05:12	原子燃料工業の藤原です。はい、再度確認をいたします。以上です。
3:05:21	規制庁小澤です。私からの確認というかの説明の仕方ですね、以上ですので、今のやりとりを踏まえてですね、説明の仕方をですね。
3:05:37	考えていただければと思います。ご検討ください。
3:05:43	原子燃料工業の藤原です。承知いたしました。
3:05:51	規制庁小澤です。私から以上です。
3:05:55	はい、原子力規制庁の永井です。許可からの変更点についての内容というよりはちょっと1点だけですね、確認なんですけど、
3:06:09	これは2360ページと2361ページで私のほうでも具体的内容を見始めるところなんですけれども、
3:06:21	ですね。
3:06:24	普通なんですけど、2360ページが変更前て書いたんですけどいわゆるこれが飛散の許可を受けた図面で2360
3:06:40	1ページが、今回の設工認ということと理解してますけど、だから沼津市債としてね中、変更前変更後っていうよりは許可都政今回の設工認というのが記載上の問題だけなんですけど、
3:06:57	そうしたときにですねもう一度2360ページに、
3:07:01	戻ってですね、実は許可の部分の図面を見ると、質点氷のE-
3:07:10	第5図というところに、
3:07:13	あるんですけど、そういうタイトルも含めて書いてあって四角で枠が囲ってあるということはその許可の図面をそのまま引用しているんじゃないかと思う域や、
3:07:30	その図のタイトルなんかもですね、ちょっと許可のときと違ってまして、内容的には多分間違いないんだろうとは思いますが、
3:07:42	こういうものはちゃんと許可の時の
3:07:45	図面をつくって、
3:07:48	きちんと添付していただいていくべきだと思うんですけど、この欄外ですね、今回のその図番を新たに、この変更点リストのために、
3:08:02	この四角の枠の欄外に、図添1票差。
3:08:07	31-1-1とかって書いてあるところ、ここは今回の説明のための
3:08:13	図番というか、費用対になってますんでここはどうか。
3:08:17	なんて言うんですかね、変更前変更後、もしくは許可から設工認という
3:08:23	ことがわかるようにするための番号だと思いますんでこれはこれになるんだと思うんですけど。

3:08:31	何か記載がですね。
3:08:34	ちょっと
3:08:37	の許可と違う記載だったんで、本当に許可通りなのかなという
3:08:44	ことで、
3:08:47	一応載せ説明ですので、そっから全部、丸々コピーしてくださいとまでは言わないですけど、今回図面の中で、間違っただけはついてないということだけは、
3:09:01	きちんと確認してください。1 倍の許可そのまま
3:09:06	使うのが一番いいんじゃないかとは思いますが。
3:09:10	再確認の方をしてください。
3:09:15	原子燃料工業の藤原です。あん図面期待はですねもともとこの評価で用いるこの漏えい等、高圧ガス貯蔵設備の位置が変わったという示すためにつけておりますんでまあこの数字で許可からとっておるわけなんですけど。
3:09:32	ちょっとそこはもう少し再度確認をいたします。以上です。
3:09:46	規制庁内海ですありがとうございます。他規制庁のほうから何か。
3:09:51	コメント等ある人いますでしょうか。大丈夫こちら大丈夫ですか。
3:09:56	どうぞ。
3:09:57	小澤さん何かありますからもう大丈夫ですか。
3:10:01	はい。
3:10:03	規制庁小澤です。僕の方から特にないですけれども、今回、今日の面談を踏まえて永井のほうからずっと繰り返し言われてましたけれども、今後のんですか審査を
3:10:19	より効率的にやるためにですね、いくつかの今日主立ったコメントした第 1 加工棟であったりとか、焼結炉であったりとかってところの記載の考え方をですね全部整理していただいて、
3:10:36	掲示していただいた上でお互いの認識合っているところを確認してからですね、その他のところに必要な水平展開をしていただくというやり方は、したいと思っておりますので、整理のほうですね、次回面談って言われて言ってきましたけれども次回の面談までにですね。
3:10:56	整理して提示していただくようにお願いします。
3:11:00	追加があれば永井さんお願いします。
3:11:03	規制庁永井です。特に追加はありません。
3:11:08	から以上です。
3:11:13	規制庁内海です。そうしたら事業者から何か最後ございましたら、
3:11:21	原子燃料工業でございます。こちらからは特にございません。

3:11:26	規制庁わかりました。ありがとうございます。それでは、これをもちまして本日の面倒を終了したいと思います。ありがとうございました。
3:11:35	ありがとうございました。